

第九十三回国会 参議院農林水産委員会會議録第四号

昭和五十五年十一月六日(木曜日)
午前十時四分開会

委員の異動

十月二十四日

神谷信之助君

補欠選任
下田 京子君

十月二十八日

下田 京子君

補欠選任
佐藤 昭夫君

十月二十九日

藤原 房雄君

補欠選任
鶴岡 洋君

十一月一日

佐藤 昭夫君

補欠選任
宮本 顕治君

十一月五日

宮本 顕治君

補欠選任
佐藤 昭夫君

佐藤 昭夫君

補欠選任
下田 京子君

田淵 哲也君

伊藤 郁男君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

岡部 三郎君
熊谷太三郎君
下条進一郎君
鈴木 省吾君

北 修二君
坂元 親男君
鈴木 正一君
川村 清一君
中野 明君

井上 吉夫君
上 修二君
坂元 親男君
鈴木 正一君
川村 清一君
中野 明君

下田 京子君
伊藤 郁男君

宮本 顕治君
佐藤 昭夫君

鶴岡 洋君
宮本 顕治君

佐藤 昭夫君
宮本 顕治君

下田 京子君
伊藤 郁男君

宮本 顕治君
佐藤 昭夫君

下田 京子君
伊藤 郁男君

宮本 顕治君
佐藤 昭夫君

下田 京子君
伊藤 郁男君

説明員

事務局側

常任委員会専門員

大蔵省主計局主計官

厚生省年金局長

労働省婦人少年労働課長

労働省婦人少年労働課長

労働省婦人少年労働課長

労働省婦人少年労働課長

安原 正君
長尾 立子君
佐藤ギン子君

竹中 譲君

小野 重和君

二瓶 博君

杉山 克己君

松浦 昭君

矢崎 市朗君

野呂田芳成君

亀岡 高夫君

伊藤 郁男君

下田 京子君

鶴岡 洋君

田原 武雄君
高木 正明君
初村滝一郎君
降矢 敬雄君
三浦 八水君
宮田 輝君
坂倉 藤吾君
村沢 牧君
山田 譲君
鶴岡 洋君
中野 鉄造君
下田 京子君
伊藤 郁男君

田原 武雄君
高木 正明君
初村滝一郎君
降矢 敬雄君
三浦 八水君
宮田 輝君
坂倉 藤吾君
村沢 牧君
山田 譲君
鶴岡 洋君
中野 鉄造君
下田 京子君
伊藤 郁男君

田原 武雄君
高木 正明君
初村滝一郎君
降矢 敬雄君
三浦 八水君
宮田 輝君
坂倉 藤吾君
村沢 牧君
山田 譲君
鶴岡 洋君
中野 鉄造君
下田 京子君
伊藤 郁男君

田原 武雄君
高木 正明君
初村滝一郎君
降矢 敬雄君
三浦 八水君
宮田 輝君
坂倉 藤吾君
村沢 牧君
山田 譲君
鶴岡 洋君
中野 鉄造君
下田 京子君
伊藤 郁男君

田原 武雄君
高木 正明君
初村滝一郎君
降矢 敬雄君
三浦 八水君
宮田 輝君
坂倉 藤吾君
村沢 牧君
山田 譲君
鶴岡 洋君
中野 鉄造君
下田 京子君
伊藤 郁男君

田原 武雄君
高木 正明君
初村滝一郎君
降矢 敬雄君
三浦 八水君
宮田 輝君
坂倉 藤吾君
村沢 牧君
山田 譲君
鶴岡 洋君
中野 鉄造君
下田 京子君
伊藤 郁男君

田原 武雄君
高木 正明君
初村滝一郎君
降矢 敬雄君
三浦 八水君
宮田 輝君
坂倉 藤吾君
村沢 牧君
山田 譲君
鶴岡 洋君
中野 鉄造君
下田 京子君
伊藤 郁男君

田原 武雄君
高木 正明君
初村滝一郎君
降矢 敬雄君
三浦 八水君
宮田 輝君
坂倉 藤吾君
村沢 牧君
山田 譲君
鶴岡 洋君
中野 鉄造君
下田 京子君
伊藤 郁男君

田原 武雄君
高木 正明君
初村滝一郎君
降矢 敬雄君
三浦 八水君
宮田 輝君
坂倉 藤吾君
村沢 牧君
山田 譲君
鶴岡 洋君
中野 鉄造君
下田 京子君
伊藤 郁男君

田原 武雄君
高木 正明君
初村滝一郎君
降矢 敬雄君
三浦 八水君
宮田 輝君
坂倉 藤吾君
村沢 牧君
山田 譲君
鶴岡 洋君
中野 鉄造君
下田 京子君
伊藤 郁男君

田原 武雄君
高木 正明君
初村滝一郎君
降矢 敬雄君
三浦 八水君
宮田 輝君
坂倉 藤吾君
村沢 牧君
山田 譲君
鶴岡 洋君
中野 鉄造君
下田 京子君
伊藤 郁男君

田原 武雄君
高木 正明君
初村滝一郎君
降矢 敬雄君
三浦 八水君
宮田 輝君
坂倉 藤吾君
村沢 牧君
山田 譲君
鶴岡 洋君
中野 鉄造君
下田 京子君
伊藤 郁男君

本日、の会議に付した案件
○農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○連合審査会に関する件

○委員長(井上吉夫君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。
まず、委員の異動について御報告いたします。
昨五日、田淵哲也君が委員を辞任され、その補欠として伊藤郁男君が選任されました。

○委員長(井上吉夫君) 農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案を議題といたします。
本案につきましては、すでに趣旨説明を聴取り、たしてありますので、これより質疑に入ります。
質疑のある方は順次御発言を願います。

○村沢牧君 ただいま議題となりました農林年金についてまず質問いたします。
農林年金が、昭和三十四年に厚生年金から分かれたいきさつは、農林漁業団体に優秀な人材を確保するために厚生年金よりもよい年金をつくらうという情熱が実って、共済組合法として農林年金が発足したわけでありました。その後、厚生年金は数次にわたる改正によって内容も大分充実してまいり、今日では農林年金の方が見劣りをするような状態になってきております。

大臣は、この農林年金設立の趣旨に照らして、農林年金の現状をどのように認識をしておられるか、また、農林年金の抱えている課題、それを克服するための対策をとどのように考えておりますか。

○国務大臣(亀岡高夫君) 御指摘のとおり、農林年金制度は、農林水産業の発展に重要な役割を果たして、農林漁業団体にすぐれた人材を確保していること、さらに、あの当時の厚生年金よりもっといい農林年金をつくらうとして農林業の振興に資していること、こういうことで制定された制度でありまして、厚生年金から分離をして独自の農林年金制度をつくつていただいたわけでございます。これは今日まで大きくその使命を果たしてきていると確信をいたしております。

しかしながら、高齢化社会への移行、年金の成熟化が進行しております中で、年金財政は、現状のままで推移してまいりますと、大変厳しい事態を迎えかねない状態にあることもまた事実でございます。このような事態を克服してまいりますため、長期的視点に立ちまして、各世代間の負担の公平、給付内容の充実と掛金負担のバランス、厚生年金及び各種共済年金との整合性等を十分考慮いたしまして、今後の健全な年金財政の運用を図っていくかなければならないと期しておりますところでございます。

いずれにいたしましても、現在の組合員に対しては負担すべきものは負担していただくように御理解と御協力をお願いしながら、国としては尽くすべきことは全力を尽くして努力してまいると、そういう立場で進んでいきたいと考えておりますので、私といたしましては、今後当委員会の御意見、また各界の御意見等も十分承り、また各般の調査研究という成果も踏まえまして、農林年金をめぐる諸課題に真剣に取り組んでいきたいと、こう考えておる次第でございます。

まあ私もこの年金制度をつくり出す当時の事情もよく承知いたしておるつもりでございますが、いま御指摘になりましたような点、やはり農業基本法までつくつてやった農業というものを、本が一億国民のためのものというふうに進展せしめていくためには、どうしてもこういう特殊の年金

制度というものを充実に、農林漁業団体に勤務する職員の質をよくし、人材を集めるというためには、まあほかの年金にもいろいろ特色はありましようけれども、やはり農林年金には農林年金の特色を生かす努力をするのが、私に課せられた任務である、こういう気持ちでやっつけていきたいと考えております。

○村沢牧君 農林年金の抱えておる課題の中心は財政的問題にあるような御答弁であつたわけでありますが、もちろん、財政的な問題も重要な問題であります、そのほかにもいろいろあるというふうに思います。そのことはこれからの質疑の中でただしていきたいというふうに思います、その前に、高齢化社会に対応するために、公的年金制度について、共済年金制度懇談会や、あるいは年金制度基本構想懇談会、社会保障制度審議会はそれぞれ答申や報告を行っておりますが、これは農林年金にもきわめて重大なかわり合いを持っております。そこで、こうした答申や報告を受けて、農林水産省は農林年金のあり方についてどのような検討をしておられますか。

○国務大臣(電岡高夫君) この各種年金のそれぞれの制度につきましては、いま御指摘のありました内閣総理大臣の諮問機関であります社会保障制度審議会の建議というの、五十二年及び五十四年に出ておるわけでございます。また、厚生大臣の私的諮問機関であります年金制度基本構想懇談会の意見等が公表されておるところでございます。これらは、将来にわたる年金制度全般のあり方についての貴重な建議、意見と考えておるわけであります。さらに、共済年金に關しましては、本年六月に設置された共済年金制度基本問題研究会、これは今井一男さんが座長になってやっておりますわけでありまして、この基本問題研究会において、これら各般の御意見を参考にしながら、共済年金制度のあり方等について検討されることになっておりまして、農林水産省といたしましては、これらの成果を十分踏まえながら基本的課題に取り組んでいきたい、こういうふうに考えて

おる次第でございます。

○村沢牧君 基本的な課題に取り組んでいかなければならない時期も迎えるでありましようが、取り組んでいきたいということだけなんですか。何かその答申や報告を受けて、農林年金そのものについて、農林水産省としては検討を進めておるのかどうか。どうですか。

○国務大臣(電岡高夫君) いろいろ検討はいたしておりますが、その検討をいたしております過程につきましては、事務当局の方から説明をさせていただきますと思います。

○政府委員(松浦昭君) ただいま大臣からもお答えがございましたように、各種審議会あるいは懇談会でいろいろな御意見が出ておまして、もちろんこれらの御意見、多種多様な角度から御議論が行われておるわけでございますが、私ども、基本といたしましては、やはり農林年金はその制度発足の趣旨というところに力点があるわけでございまして、現在の農林年金制度というものを、いかにこの財政的な問題も含めてこれを克服しながら、将来農林農業団体に携わる方々の福祉をより向上させるといふ方向でどのような対策がとれるかというところを種々検討しておるわけでございます。

ただ、その内容につきましては、先ほど大臣からもお答え申し上げましたように、本年六月に共済年金制度基本問題研究会が発足したばかりでございますので、その内容と成果を十分に検討いたしまして、私どもの基本的な方向とどのような形で整合していくかということを考えながら、具体案を探討してまいりたいというふうに考えている次第でございます。

○村沢牧君 それでは、以下農林年金の課題、それから今回の改正案に基づく質問をしてまいりますが、まず新法と旧法の格差の是正についてであります。

農林年金の新法、旧法の格差は正については常に論議をされ、それから要求もされ、当委員会でも毎年の附帯決議で政府に強く要請をしていると

ころであります。この新旧格差は、退職年金の最低保障額、通算年金あるいは遺族年金の扶養加算などに依然として続いておりますわけなんです。この長い間の課題である格差は正がなせでできないのか、その理由について改めてたゞしておきたいというふうに思います。

○政府委員(松浦昭君) 新法、旧法の格差の是正につきましては、ただいま先生もお話しになりましたように、その格差の是正に努めるべきであるという附帯決議も毎回うだいいたしておるわけでございまして、その是正にできる限りの努力はいたしておるわけでございますが、先生も御案内のように、共済年金制度共通の原則といたしまして、年金額の算定はその給付の事由が生じた時点によるべきであるというのが、これが原則であるということでございます、その意味で、旧法年金に對しまして制度的に新法年金の水準を保障するということは、これは困難であるというふう

に考えている次第でございます。

また、農林年金は共済グループに入っておりますことから、農林年金のみ有利な取り扱いをするということとは困難な事情にあることはよく御承知のとおりでございます、特に恩給あるいは他の共済組合制度の旧法との均衡の問題がわれわれとしてはどうしても考えなければならぬ点でございます。特に、その給付の財源を全額国庫負担に仰いでおりますところの恩給制度でございますが、これが何分にも受給者が二百五十万人ということでございますので、この扱いを考慮いたしまして、この格差を完全に解消するということはきわめて困難な問題であるというふうに考える次第でございます。

ただ、それは申しまして、新旧の格差の是正というものはこれは非常に強い御要望でもございまして、ただいまもお話のございましたいわゆる絶対最低保障額の改善問題につきましては、五十五年度におきましても引き続いてその引き上げに努めた次第でございますし、また旧法適用者の遺族年金につきましても、寡婦加算額の大幅な引

き上げといったようなことで、できるだけこの格差の是正に努めるということでも対処してまいったわけでございまして、今後とも、これら絶対最低保障額の水準の引き上げ等によりまして、できる限り旧法年金者の給付水準を上げていくということでも努めてまいりたいというふうに考えている次第でございます。

○村沢牧君 大臣に質問と要請を行いたいというふうに思うんですが、この格差の是正ができないということは、いま答弁がありましたように、共済制度の基本的な考え方として給付事由が生じた時点によるといふ制度的な問題、あるいは他の共済グループの一員であるというふうな理由でもって農林年金だけ独自の方向をとるといふこともなかなか困難である。そのことは制度的には私も理解をしますが、しかし、中身においては格差がなくなるように努力をしていかなければならぬというふうに思います、大臣のお考え方はどうでしょうか。

○国務大臣(電岡高夫君) 趣旨としては御指摘のとおりでありまして、私どももいたしましては年々改善も図っておるゆえんもそこにある次第でございます。

○村沢牧君 局長にお伺いしますが、年々努力をしましてまいった。その結果、格差はどのように縮まってきておるのか。具体的に申し上げて、農林年金の給付水準について、また最低保障額について、また遺族年金について、具体的に説明してください。

○政府委員(松浦昭君) ただいまも申し上げましたように、新法旧法間の格差につきましては、年々その改善を図つたところでございますが、まず第一点の御質問でございます給付水準一般につきましては、昭和四十四年でございまして、年金額算定の基礎期間、これは新法は退職時前の一年間、旧法は退職時前の三年間となつておりますが、これにつきましてはいわゆる調整措置をとるといふことで、旧法につきましてはこれを二・二倍にす

るといふ、いわゆる仮定年額という制度を採用したといふことで調整を図ってまいっておるわけでございます。

また、最低保障額と絶対最低保障額につきましては、まず第一に昭和四十七年でございしますが、絶対最低保障額は新規発生者と同一の額を適用する、つまり、すでに年金をもらっておられる方に適用しては、従来は絶対最低保障額につきましては、その適用を受けた時点における絶対最低保障額を適用するといふことでございしたものを、新規発生者と同様に、年々改定されるものそのものを適用していくという改善策を講じております。また絶対最低保障額の年齢区分を改めまして、七十歳から六十五歳に引き上げたのも四十七年でございします。

また遺族年金につきましては、従来の年齢等による扱い区分、これは六十歳以上、六十歳未満の有子の妻とその他という区分を設けておりましたが、これを撤廃いたしましたし、また組合員期間の長短に依りまして三段階の区分をいたしておりましたのを、二十年以上、二十年未満といふことだけにいたしました。また九年未満の者といふ区分をも撤廃いたしましたわけでございます。

これらの制度的な措置を講じますほかに、その額そのものにつきましても年々引き上げをやってまいりまして、五十五年度におきましては絶対最低保障額の引き上げに努めました結果、たとえば六十五歳以上の者の退職年金につきましては絶対最低保障額、これは六月改定になりますが、これが新法の最低保障額、これも六月改定になります、この額を一万六千円上回る状態になってきておりまして、実は二・三％、絶対最低保障額の方が高いという状態になってきております。絶対額と申しますと、旧法年金者につきましては七十万円でございますが、新法適用者は六十八万四千円という状態に相なる次第でございします。さらにこの点につきましては、まだ六十五歳未満につきましては、かなり改善に努めましたけれども、現在その格差が二・三・二％程度でございます。

それから、ただいま申しましたのは退職年金でございますが、遺族年金につきましても、その最低保障額を絶対最低保障額の方をできるだけ引き上げて新旧の格差をなくするようにしております。現在の段階におきましては、旧法と新法の格差を比較いたしますと、組合員期間二十年以上につきましては一五・四％、二十年未満の者については三六・五％の格差という状態まで縮めてまいりましたわけでございます。なお、この点につきましては今後とも、先ほどから大臣も御答弁のございましたように、絶対最低保障額の引き上げに努めまして、結果としてできるだけ旧法年金者の最低水準額の改善が期せられるように、今後とも努力してまいりたいといふふうに考えておる次第でございします。

○村沢牧君 ただいま答弁の中で、たとえば最低保障額について、旧法の六十五歳以上の人たちの最低保障額は新法の最低保障額を上回っておるといふような答弁があつたんですが、この答弁については、数字はそうなのかなといふことは後ほど指摘してまいりますが、納得できませんがね。

そこで、そのように実は改正をしたけれども、具体的に言つて農林年金の給付水準、つまりモデル年金にして、一体新法と旧法とはどのぐらいの差があり、旧法は新法に比べて何％ぐらいになっているのか、あるいは最低保障額については何％か、遺族年金については何％か、それを数字でもって示してください。

○政府委員(松浦昭君) まず、最低保障額の方から申し上げます。

最低保障額につきましては、新旧の格差で申し上げますと、ただいまも御答弁申し上げましたが、旧法と新法の退職年金につきましては格差は、六十五歳以上の場合には、先ほど申しましたように二・三％上でございます。それから旧法との六十五歳未満の者については、先ほど申しましたように二・三・二％の格差といふことでございします。それから、遺族年金につきましては、組合員期間二

十年以上の者につきましての格差を申し上げますと、これが一五・四％の格差でございます。それから組合員期間二十年未満につきましては、三六・五％の格差がまだございます。

それから給付水準そのものでございしますが、モデル計算によりまして、二十年の場合で計算いたしますと約七％の格差がございします。

○村沢牧君 二十年のモデル計算ですと七％の格差があつたといふふうないま答弁ですけれども、私がこの四月質問したときには八六・六％、逆に言うといふ三・四％ですが、これぐらいの格差があるといふ答弁だつたんですけれども、その後これだけ縮まってきたといふことなんですか。

○政府委員(松浦昭君) 縮まってきたわけでございます。

○村沢牧君 そうですか。間違ひありませんか。

○政府委員(松浦昭君) 間違ひありません。

○村沢牧君 この農林年金は新旧の格差だけでなく、他の共済年金と比較しても給付水準が低い。たとえば五十三年度末で退職年金について見ますと、農林年金が平均九十五万九千五百四十七円に對して、私学共済が百七十七万八千四百円、国共済が百四十五万五千六百円になっておるわけですね。各制度ごとの特殊性や歴史的な経過があるにしても、農林年金が他の制度に見劣りをしないようにしなければならぬわけですから、最近この厚生年金の給付水準が向上してきたこともあわせて、農林年金の給付水準について今後どのように改善をしていこうとされるんですか。

○政府委員(松浦昭君) 他の年金制度との比較でございますが、ただいま先生も数字をおっしゃいましたが、全年金受給者の平均でとってみますと、農林年金を一〇〇としたしますと、私学共済が一・二九、それから国共済が一・五二、地共済が一・六三、それから厚生年金が一・〇三でございます。ただし、これは全年金受給者の平均でございまして、五十三年度の新規の年金受給者、これにつきまして比較をいたしますと、農林年金を一・〇〇としたしますと、私学共済が一・一一、国共済が一・四二、

それから地共済が一・四六でございますが、厚生年金は八四でございまして、他の共済に比べれば確かに農林年金が低い状態でございますが、厚生年金よりは給付水準が上といふことでございします。さらにモデル計算をいたしてみますと、これは厚生年金が今回改正されます前の状態の差でございますが、厚生年金と農林年金の比較をいたしますと、組合員期間二十年の者につきましては、農林年金を一・〇〇にいたしまして、厚生年金が八三・三％それから二十五年度で八四・二％で七五％といふことでございまして、厚生年金よりはモデル計算をいたしますとかなりいい状態になつておるといふ状態でございます。

なぜこのように他の年金との、特に共済年金との間にギャップがあるかといふことでございしますが、これは先生も十分御案内のとおりでございまして、実は一つは、やはり退職年金受給者の平均組合員期間が国家公務員あるいは地方公務員と比べてまして約七年間短いという事情がございまして、これが給付水準に影響しているということがあつて、私学共済などに対比してみますと、やはり私学共済などには農林年金の給付水準といふことでございまして、私学共済のように都市に多くおられる先生方の給付水準と比べますと、やはり地域格差が給付水準の出ているといふことから、その給付水準の差が給付水準の差に出てくるということであらうと思ひます。ただ、このようにいふゆる組合員期間あるいは給付水準につきましては、最近年々農林年金の側におきましても改善が加えられてきておりますので、そのような、実質的にこの問題が——この問題と申しますのは、給付水準あるいは組合員期間の長さの長くなつていくといふことによつて、実質的にこの問題は格差が縮まってくるといふふうな考へておる次第でございします。

○村沢牧君 他の年金と比較して給付水準が低いという理由についてはわかつたわけでありまして、その中で言われております在職期間が短いと

いうことです、このことは、言うならば農林漁業団体の定年制にもつながる問題、それから給与水準が低いということも給与を改善していかなければならないという問題につながってくるわけですが、そういう面でも、団体が自主的に努力をして水準を上げてくることに期待をするとはあるとしても、農林水産省自体としても、やっぱり水準を高めようというために、いま私が申し上げたようなことについてさらに指導性を発揮していく必要があるというふうに思います、どうですか。

○政府委員(松浦昭君) 先生おっしゃられますことはそのとおりでございまして、私もいたしまして、特に定年制の延長に關しましては、先般、私も給付開始年齢の引き上げという措置につきまして当委員会でも御審議をいただきまして、法案を通していただいた経過がございまして、法を通過していただいた経過がございまして、さような意味で、できるだけ定年制はこれを延長していくという方向で処置をしていかなきゃならぬ、それによって給付水準を上げていくということもまた一面考えなきゃいかぬということでもございまして、さような意味で、本年の三月に、経済局長名をもちまして、各団体に対して定年制の延長方につきましての指導をいたしている次第でございまして。

また、給与の面につきましては、やはりこれは各団体の経営基盤を強化するということが非常に重要であるというふうに考えますので、農協行政全般の中におきまして、あるいは団体行政全般の中におきまして、この団体の経営をできるだけ改善し、強化していくということによって給与の水準を上げていく、それによって実質的な給付水準が上がついていくような指導をしてまいらなければならぬと思ひ、またそのようにしている次第でございまして。

○村沢牧君 次は、最低保障額について聞きますが、最低保障額は、新法年金は厚生年金に準じ、旧法は恩給制度に準じて決定をされているわけなんです。この最低保障額は、年金の給付事情が発

生した時期によって格差が生じてきている。しかし、最低保障額という性格が言うならば、すなわち現在年金を受給している人が、年金の給付事情が発生した時期が早かったから年金が少なくなつてもやむを得ない、また、年金の発生時期が早かつたから現在の生活が低い程度の生活で送れるというものではないかと思ふんです。したがって、年金の発生時期によって差があるということは、最低保障額という性格から見た場合これは不合理ではないか、どういうふうにお考えですか。

○政府委員(松浦昭君) この点は先ほど御答弁いたしました点でございまして、先生のお考えと若干違ふことを申し上げざるを得ないわけでございまして、これは、年金の額の算定はその給付の事由の生じた時点によるべきであるということが大前提でございまして、また、恩給制度によつて、これに準拠して設けられている旧法適用者に対してのいわゆる絶対最低保障額でございまして、これはやはり他の制度との関連もございまして、これを全く新法の最低保障額に合わせるといふことは、他の制度との並びの問題もあつて非常にむづかしいということを申し上げた次第でございまして。

しかしながら、先ほど大臣からも御答弁申し上げましたように、新法と旧法との間の最低保障額を理論的に一致させるということにはむづかしいやうございまして、実質的にこれをできるだけ差を縮めていくという努力はいたさなければいけないというふうにお考えしております、先ほどから御答弁申し上げておりますように、絶対最低保障額の引き上げに努めまして、まあ一例でございまして、六十五歳以上の者については旧法適用者の方が二・三%程度高いという状態で改善をしてまいつたというところでございまして。

○村沢牧君 それでは、その最低保障額あるいは絶対保障額は、現在の農林年金組合員の給与の実態あるいは年金給付水準の状況から見て妥当な額であると、そのようにお考えになつていらつしや

いますか。

○政府委員(松浦昭君) 現在の最低保障額及び絶対最低保障額の水準でございまして、この制度の本旨を考へてみますと、これはやはり給与の水準が低い、また組合員期間が短いといったような方々でありまして、やはり社会保障的な見地から、一定の給付水準はこれを維持し、保障するというこのために設けられたものでございまして、新法の適用者あるいは旧法の適用者によつての区分はございまして、やはりそのような最低の保障というものをいたすために設けられた制度であることはそのとおりでございまして。

ただ、これらの保障額の適用されない者とのバランスということも考へなければならぬわけでございまして、このような保障額が適用されない、つまり絶対最低保障額あるいは最低保障額以上の給付を受ける方、この方は、やはり一定の給付を受けるためにこれに見合つた掛金の負担はなさつておられるわけでございまして。しかしながら、より低い給付で最低の給付水準を保障してもらへるこの最低保障額適用の方々との間の均衡関係というものを考へてみますと、やはり掛金をより少なく負担しながら一定の水準は保障するという方々とのバランスというものを考へざるを得ないというふうにお考えます、この仕組みとかあるいはその水準は、現在の給付内容というものを全般を考へてみました場合にはそれなりに妥当性を持っているというふうにお考えをおわけでございまして。

しかしながら、やはり最低保障額と絶対最低保障額との格差の是正等、これらの問題につきましては、やはり今後検討すべき課題がなお存するものと考へておられます、他の年金制度との均衡も十分図りながら今後の検討を続けてまいりたいというふうにお考えの次第でございまして。

○村沢牧君 今回の法律改正によつて、新法の退職年金の最低保障額は六十八万四千円になつておりますが、その積算の根拠を説明してください。

○政府委員(松浦昭君) 退職年金の最低保障額

の積算であるというふうには理解をいたしますが、今回の改正におきましては、改正前の状態で申しますと、基本年金額の方は、一千六百五十円掛ける二百四十プラス三万四掛ける二・四、これは二百四十掛ける千分の十でございまして、プラス八万四千円で五十五万二千円でございまして、これを今回の改正によりまして、二十五万四千掛ける二百四十プラス四万五千掛ける二・四プラス八万四千イコール六十八万四千円ということで退職年金の最低保障額を改正した次第でございまして。

○村沢牧君 いろいろ数字を並べていただきましたが、わかりやすく言えば、退職年金の最低保障額の計算上、定額部分で、これは厚生年金に準じていろいろ局長からお話になったのを計算すると四十九万二千円になると、そういうことで引き上げて、これを計算すると十萬八千円になると、これもいいわけですね。つまり、定額部分、報酬比例部分は厚生年金に準じて引き上げておられるけれども、もう一つの要素である加給年金部分については現行どおりに据置きをされていると、これもお認めになりますか。いいですか。

○政府委員(松浦昭君) 結構です。

○村沢牧君 加給年金部分は、計算をしますと、いまお話がありましたように八萬四千になると、これは据え置いておるわけですね。しかし、今回厚生年金は加給年金部分についても引き上げを行っているわけなんです。加給年金部分を厚生年金並みに積算していくとすれば幾らになりますか。結論だけいいです。

○政府委員(松浦昭君) 加給年金額は二十一万円でございますので、八十一万円になります。

○村沢牧君 加給年金額は八十一万円になるんですか。

○政府委員(松浦昭君) 違います。加給年金額の部分が二十一万円と計算をいたしますと、トータルが八十一万円ということでございます。

○村沢牧君 加給年金部分は厚生年金並みにすると二十一万円になると。そうすると、加給年金部

分は八万四千円に据え置いておりますから、この二十一万円から八万四千円を差し引いた差の十二万六千円だけ加給年金部分の方が言うならば低く抑えられている。したがって、厚生年金並みにこの最低保障額を上げるとしたら、いま局長が言ったように八十一万円になるはずである。それを、今回の改正は厚生年金の引き上げに伴っての改正措置だと言っているけれども、しかし、厚生年金にこのことは準じておられない。その理由は何ですか。

○政府委員(松浦昭君) 退職年金の最低保障額の算定につきましては、厚生年金の基本年金額と、それから加給年金額を基礎として計算をしてまいったわけでございますが、確かに先生御指摘のとおり、今回、厚生年金におきましては加給年金額の大幅引き上げを行ったために、共済年金における最低保障額の積算の基礎としている加給年金額については、農林年金の方は据え置きで算定をしているという状態でございます。

その理由を申し上げますが、先生も御案内のように、農林年金につきましては、その給付額の算定に当たりましては厚生年金の加給年金額に相当するものはないわけでございます。これは最低保障額という意味ではなくて、通常の給付額を算定する場合でございますが、この場合には、厚生年金の方は加給年金額というものを付けますけれども、農林年金につきましてはその給付額の算定に当たりましてはこれをつけておられないわけでございます。これはいろいろな年金制度の物の考え方の違いでございます。農林年金の方は、いわばその家族全体を一つの単位としてとらえて、それに對してどれだけの年金を保障するかということを考えておりますし、厚生年金の方は、これはその家族の中の構成というものに着目して、子供がいるかとかあるいは妻がいるかとか、そういうことに着目して加給年金額をつけていく、こういう制度の違い、物の考え方の違いであらうというふうに考えます。ただ、最低保障額の算定に当たりましては、これは農林年金の最低保障額の算定でござい

ますが、その場合に、最低の給付を保障する基準という場合には、この加給年金額の要素を導入いたしまして最低保障額を決めているというところにすぎないわけでございます。

そこで、厚生年金では、加給年金額は、先ほども申しましたような基本年金額と相まって給付そのものの額を決定するということになっておりますが、農林年金はそうはなっておりません。そこで、今回の農林年金の最低保障額を設定する場合にこれをどう考えるかということでございますが、厚生年金の加給年金額が余りにも大幅な引き上げをいたしましたので、農林年金の最低保障額にそのまま導入することというものが、果たして最低額の保障ということと考えました場合に妥当かどうかということにつきましてはなお検討する必要があるということでございます。そのために、この部分を最低保障額の適用に当たりまして導入しなかつたというのが理由でございます。

一例を申し上げますとおわかりになっていただけたらと思うのですが、厚生年金における加給年金額の方は、実際に扶養している妻または子がいる場合に加給されるものでありますけれども、最低保障額の方は、これは農林年金でございますから、別に妻、子といったような扶養者がいなくてもこれは加給されるという形になりますので、当然その場合にはその差が出てくるわけでございます。つまり、農林年金の場合には、最低保障額を適用される方については、たとえ子あるいは妻がいなくても、子、妻がいるという状態において最低保障額が保障されるというふうになります。このような差が当然ございますので、そのような最低保障額を設定するに当たって、このような大幅な二十一万円といったような大きな加給年金額を導入すべきかどうかということについて問題があり、適用しなかつたという次第でございます。

このような事情から、今回の改正においては最低保障額の加給年金部分の改正は見送ったわけでございますけれども、なお、その額を幾らにする

か、つまり、最低保障額の加給年金部分を導入する場合に現在の八万四千円でもいいかどうかという問題は依然として残っているわけでございます。また、この点につきましては、関係各省ともども、審議会あるいは研究会の御意見等も十分に拝聴いたしまして、今後の検討課題ということとさらに検討してまいりたいというふうに考えている次第でございます。

○村沢牧君 長々と御答弁いただいたんですが、厚生年金と農林年金の違うことも知っております。しかし、最低保障額については加給年金制度をいまま導入していただくんです。そして厚生年金に準じて額を決めておつたんですね。今回はこの部分については厚生年金に準ずることなく据え置いてきておる。そうしてとくと、いろいろと答弁があつたわけですが、先ほど局長が答弁をしたように、最低保障額というのは、給与の低い人に対して社会保障的な考え方から一定の額を保障していくんだということになれば、最低保障額だつてやっぱり、厚生年金もこういう制度に上げたんだから上げていくべきではないか。ただ、将来の財政上窮屈になるから、このまま八万四千円を二十一万円に上げるといふことは大変だということ意見もあるようだけれども、しかし、それは理論上間違っている、最低保障額の理論上ね。ですから、最低保障額は仕組みの問題であるから、財政上の問題じゃない。農林年金財政が苦しくなっていることは承知しているけれども、苦しくなったからといって最低保障額を抑えていくなぞというのはいけないうるんですが、その辺はどういうふうに考えるんですか。

と同時に、もう一点、年金受給者の中で最低保障額によって計算されるのはどのくらいの割合があるんですか。

○政府委員(松浦昭君) まず、後者の方から御答弁申し上げますが、最低保障額の適用者の方々でございませけれども、昭和五十四年度末における年金受給者総数は八万六千八百五十三人でございまして、うち最低保障該当者数は一万八千四百

三十三人でございます。したがって年金受給者数の二・二％でございます。

それから前者の方のお答えでございますが、また先ほどの答弁を繰り返すようで恐縮でございますけれども、確かに先生おっしゃいますように、従来の退職年金の最低保障額、これを設定する場合に、厚生年金に準じまして加給年金額というものをそのまま算入したということは事実でございます。しかしながら、先ほど申し上げましたように、農林年金そのものは、加給年金額というものを基本的な年金額、つまり年金額そのものを算定する際には使用しておられないわけでございます。最低の保障をする際にその部分をどのように見るといふことの一つの要素としてこの加給年金額というものを導入しているわけでございます。

その点が基本的に私は違うと思います。したがって、加給年金額をどの程度まで引き上げるかということ、常に厚生年金の場合にスライドしてやらなければならないという論理にはなかなか成り行かないのじゃないかというふうに考えるわけでございます。もちろん現在の水準がよいかどうかということについては問題がございまして、今後検討をいたさなければならぬというふうに考えておりますが、二十一万円をストレートに導入しなければならぬという、そういう考え方には立つておられないわけでございます。

○村沢牧君 厚生年金の引き上げに伴ってそのまますトレートにスライドをしていくという考え方については検討するといふような、考えなければならぬというふうな答弁があつたわけですが、けれども、従来はそれをやつてきたんですね。しかし、今回に限ってなぜやらないかということなんだ。いま答弁にされましたように、年金受給者の中では最低保障額によって計算される人たちは二・二％もあるんです。さらに、たとえば新法年金の中においても、年金を受ける資格を持つていくけれども、年度途中と申しますか、一定の年齢で退職をして、若年停止を受けている人たちもあるわけですね。こういう人たちは最低保障額に

よって計算する場合が多い。こういう状況の中から、やっぱりこれは最低保障額の性格から言って引き上げなければならない、そのように私は思うんです。

それから、そのことはさらにまた詳しく聞いてまいります。この最低保障額を六十八万四千円でなく八十一万円にする、つまり厚生年金に準ずる、そうした場合には、障害年金もあるいは遺族年金も関連を上げて上げないといけないというふうに思いますが、それはどういう形になりますか。八十一万円にした場合には障害年金はどういうふうになるか。いろいろ経過の説明や、内容はいいですから、数字だけ言ってください。

○政府委員(松浦昭君) 退職年金の最低保障額を仮に八十一万円として計算いたしますと、障害年金の最低保障額は、一級で九十六万円、二級八十一万円、三級五十五万一千六百円となり、遺族年金については五十九万一千六百円となります。

○村沢牧君 ですから、最低保障額を上げれば、障害年金も、遺族年金の最低保障額も上がってくる。これは、年金受給者にとって大変な影響を及ぼすことだと思ふんです。

しかし、私はきわめて不満だと思うことは、今回の法律の提案についても、提案理由として、厚生年金における定額部分の引き上げ及び報酬比例部分の最低標準報酬額を引き上げたことに伴って、この退職年金の最低保障額を上げるんだと書いてある。これ以外に加給年金のことを一言も触れておらないのです。ごまかしているんです。ですから、先ほど来私は、新旧格差の是正について質問もし、要請をしてきたんですが、新旧の格差があるということ指摘されるものだから、一方の新法の方の最低保障額の方は上げるのを抑えておいて、旧法は少しづつ上げていって、それを近づけしめていこうなんてそんなこそこな手段であつたやうな感じがする。だから、これはどうしても最低保障額は上げないといけない、上げるべきだというふうに思いますが、その額についてはいろいろ検討しなきゃならないという局長

の答弁もあつたんですけれども、額はともかくとして、大臣、いまお聞きのとおり、厚生年金は上がったけれども、農林年金の方は一部分据え置いている。これは上げるべきだと思うが、大臣どうですか。

○国務大臣(岡岡高夫君) 先ほど来お答えいたしておりましたとおり、二十一万円ストレートに厚生年金に準じてということとはなかなか困難でありますけれども、内容的には、先ほど来申し上げておりますとおり、充実をしていくという点については答弁を繰り返して申し上げたとおりでございます。

○村沢牧君 局長、それでは今回は、こういう法律を出したからこゝで修正するというわけにもいかないでしょうけれども、私どもが修正してもいいですが、次期提案するときなんかに向けてこれを改正しますか。

○政府委員(松浦昭君) 当然、私どもの年金だけで、農林年金だけでこの問題を解決するわけにはまいりませんので、関係各省と十分協議をいたさなきゃなりませんけれども、私どももいたしましては、ただいま大臣からも答弁いたしましたように、その内容の充実という意味で、この加給年金の加算分をどのようにするかということも早急に検討したいというふうに考えております。

○村沢牧君 共済グループの一員であるから、他の共済年金との関連もあるでしょうけれども、最低保障額によって計算をされるものは、他の共済年金よりも農林年金が一番多いと思うんですよ。ですから、このことを主張するのは農林年金であり、農林水産相、あなただと思ふんですが、ぜひ積極的に取り組んでください。次期通常国会の提案まで待つています。

次は寡婦加算ですが、今回の改正によって、というよりも先回の、去る五月の改正によって旧法の寡婦加算は大幅に引き上げた。たとえば、遺族である子が二人以上いる寡婦については八万四千円が二十一万円になったけれども、新法の遺族年金は依然として八万四千円、遺族である子が一人

いる寡婦については六万円を十二万に引き上げたけれども、新法は六万円、六十歳以上で遺族である子がいない寡婦については四万八千円を十二万円に引き上げたけれども、新法は四万八千円ということになっていない。つまり、これは逆加算になっている。この理由は一体何ですか。

○政府委員(松浦昭君) いわゆる新法による遺族年金に係る寡婦加算の問題だと思いますけれども、この額につきましては、今回の法案でも残念ながらその引き上げは見送ることになったわけでございます。

その理由を申し上げますと、寡婦加算の額を大幅に引き上げたことに伴いますところの遺族年金全体としての水準の問題というものをよくもう一度考えてみなければならぬということもございまして、また、寡婦以外の方に係りますところの遺族年金とのバランスということももう一遍考えてみなければいかぬという問題がございまして、

しかし、基礎的に申し上げますと、私どもも今回、新法の寡婦加算につきましてはこの改正を見送りました理由は、前国会でも申し上げましたが、厚生年金におけるいわゆる子のない四十歳未満の妻、通常、俗称子なし若妻と言われておられる方々でございますが、この方々に対しましては、国家公務員の共済につきましては、三月二十五日におきまして、四十歳未満の子のない妻に遺族年金を支給しない、つまり、失権手続をとるといふような厚生年金の改正につきましては、やはり寡婦加算につきましては大幅引き上げを行いますことに伴ひましてまだ多くの問題を含んでいるんじゃないか。したがって、遺族年金のあり方ともあわせまして十分検討して、なるべく早く答申を行うようにという御答申があつたわけでございまして、そのようなことから、やはり基本的に、この子なし若妻の問題も含めまして、厚生年金とのバランスその他も考えた上でこの問題に対処しなければいかぬというふうに考えまして、御指摘のような問題もあつたわけでございますが、関係各省ともど

も相談いたしました。このようないたしたわけでございますが、今後は、関係の審議会等の御意見も拝聴いたしまして、なるべく早い機会にこの是正はしなきゃいかぬというふうに考えておる次第でございます。

○村沢牧君 遺族年金のバランスをもう一度考えてみなければならぬという答弁があつた。それは考えてみて、この寡婦加算は、旧法についてはこれだけ上がったけれども、新法は据え置くんではないですか。

それからもう一つ。いま答弁の中で、厚生年金で、四十歳未満の子のない妻の年金についていろいろ論議があつて、法改正が提案された、そういう話があつたんですけれども、これは今回の厚生年金の法審議の中で修正をされてこれはなくなつたわけだ。これは厚生年金に載っていないのですか。この問題はこういうふうに考えるのですか。

○政府委員(松浦昭君) 確かに、今回の厚生年金法の最終の姿は、子なし若妻の問題がとれているということとはよく存じております。そこで私どもとしては、先ほど繰り返し申し上げましたが、この動機は確かに子なし若妻の問題であつたということでございますが、遺族年金の全般についての考え方ということとが必ずや必要ではないかというふうに考えまして、今回の新法につきましては寡婦加算の状態につきましてはこれを見送つたということでございます。新法については、つまり改正をしていないということでございます。

○村沢牧君 この新法の寡婦加算について、本年四月、当委員会で農林年金問題の審議の際にこの是正を私は求めたところ、あなたは、できるだけ早く検討して、最も早い時期の国会に、必ずしも次の通常国会とは言わず、できるだけ早い臨時国会でもあつたら提案をしたいという答弁をして約束をしているわけなんです。しかし、この臨時国会が開催されて提案されているけれども、なぜこのことを検討し出さなかつたのですか。いつ

までほうっておくのですか。

○政府委員(松浦昭君) 私、そのようなことでなるべく早くひとつこの問題が解決をいたして、新法の寡婦加算につきましても改正をいたしたいというのを申し上げたことは事実でございます。

ただそのときは、あの国会で私どもはこの今回の提案をいたしております法律が通るといふことを考えておりましたし、また、厚生年金の方も通るといふふうに考えておりました、その上で厚生年金とわが方の法律との間のバランスをどうとるかということを考えていきたいと思っておりますが、残念なことに両方とも通らなかったわけでござい

ます。もちろん、その間私どもも検討をいたしたわけではございませんで、いろいろと検討もいたしてまいりました。けれども、やはり一つのステップとして今回の法律を通し、それからまた次の段階としてこれを考えてまいりたいというふう

に思っております。その意味では、この寡婦加算の新法の格差という問題は当然重要な問題でございますから、関係各省ともども相談いたしまして、できるだけ速やかにこの問題については解決をつけたいというふうに思っております次第でございます。

○村沢牧君 厚生年金で、この四十歳以上の子のない妻の年金が政府提案どおり通らなかったと、きわめて残念そうな言い方をしていますが、これは四党合意で認めたことですから、私も国会で認めたことですから、これに對して不服を言ったってしょうがないと思ふんです。

それで、そのことは別として、新旧の寡婦加算の格差をこのままほうっておくのか、次期の国会には必ず出すのか、そのことを伺います。

○政府委員(松浦昭君) 決して私どもは子なし若妻について不服があるというようないふことを申し上げたことは一度もございませんで、前回の国会におきましては武藤大臣が御答弁なすっておりますと思ひますけれども、私の記憶では、やはり子なし若妻の問題は問題があるんじゃないかと。農林年金の方としては、こういうものを直ちに受け

入れることはできないんじゃないかというふうに入

御答弁申し上げたはずでございます。もちろん、この新法の寡婦加算の問題につきましても、これは改正をしないやらない問題であるという問題意識は十分頭の中に入っております。次期でございまして、ただ、もちろんこれは各年金共通の問題でございますから、ここで私どもの立場だけでいつの時点というものは申し上げかねるわけでござい

ますけれども、しかしながら、とにかくできるだけ速やかにこの問題は解決をいたしたいというふう

に考えているということをはつきりと申し上げておきたいと思ひます。

○村沢牧君 そこで、この遺族年金の基本的な考

え方についてこの際聞いておきたいんですけれども、遺族年金の水準を思い切つて上げるべきだとい

う要望は、受給者の中にも強い、審議会等においてそういう答申が出されておる。そこで、遺族年金のあり方についてでありますけれども、寡婦加算を引き上げて当面乗り切つていこうとするのか。それとも遺族年金そのものを引き上げようとするのか。そしてそうした結果は、将来、退職年金に比較して遺族年金ほどの程度の率まで持つていったらよろしいというふう

に考えていますか。

○政府委員(松浦昭君) 遺族年金につきましても、従来から恩給制度等に準じまして、最低保障額を毎年引き上げるといふ措置をとつてまいりま

すと同時に、遺族年金は、やはり遺族たる寡婦の方の年齢、つまりお年寄りの寡婦の方というものはやはりそれだけに手厚い保護をしなさいとい

ふ、あるいはお子さんがあるかないかといったようなことによつて保障の度合いにつきましてや

り必要性が異なるという面がございします。そのよ

うなことを考えまして、一律に支給率を引き上げ

るということはいいたしませんで、特にこのよう

な、お年寄りの寡婦の方、あるいはお子さんのない寡婦の方というものを中心にしまして、そのような特に配慮を要すると思われる方々に特別の寡婦加算という形で改善をするということをやつてま

いたわけでございます。

一方で考えて見ますと、寡婦加算額の引き上げがかなり大幅に行われてまいつておりました、このような状態になります場合には、寡婦とそれ

以外の方とのバランスということもこれまた考え

なきやならぬ状態になっているのじゃないかとい

うふうにも思ひます。

そこで、目下のところ、遺族年金の将来の支給率を

一体幾らにするか、あるいは寡婦加算を支給率との関係でどう持つていくかという

ようなことについては、ちよつと現在の段階でその方向を描く段階に至つておらないわけでござい

て、今後も成熟率と同様に悪化していくのではないかと、今ふうに考えられます。

○村沢牧君 そうした現状の中から、あるいは将来の見通しの中から、財政健全化のためにはどういう対策を講じなければならないのか。

○政府委員(松浦昭君) 目下のところ、このような財政状態を前提にいたしまして、いわゆる財政再計算をやっているところでございます。この再計算の結果はまだ出ておりませんが、恐らく、このような状態を反映いたしまして、財源率あるいはさらに最終的な掛金率まで出してみますと、やはりある程度までの掛金の上昇はやむを得ないという状態になつてくるんじゃないかというふうに思っています。そこで、また後ほどお尋ねあると思ひますけれども、国庫補助率等につきましては国としても十分に最大限の努力をするということと同時に、また、負担していただく分はやはり組合員に負担の御努力を願うということをやつてまいりたいというふうに思ひます。

○村沢牧君　まあ掛金率も当然質問をしなければならぬというふうに思うんですがね。その前に聞いておきたいんだけど、農林年金の掛金はほかの年金制度に比べて高い。国鉄に次いで第二の高率になっているわけですね。年金の水準は、先ほど説明があつたように低いけれども、掛金だけには他の年金よりも高い。これにはやはり基本的な原因、理由があると思うんですが。私はその一つは、農林漁業団体の職員の賃金水準が低いために、最低保障やあるいは通算年金方式などによって適用される人が多いということ。一つは、定年制が低いところにあるために年金の支給開始が早いということ。さらにもう一つは、厚生年金から引き継いだところのいわゆる不足財源が、他の年金と比べて掛金に織り込まれている、こういう基本的な問題があると思うんです。そのほかにも要素があるでしょう。こうした問題を無視して、安易に掛金を引き上げようとすることは許されないと思う。基本的な問題についてはどのように努力しているんですか。

○政府委員(松浦昭君) 現在の農林年金の掛金でございますが、財政再計算を目下やつているところで、まだ新しい掛金率は出ていないわけでございますけれども、現在の掛金率は御案内のように千分の九十八でございます。私学共済が百四・五、国共済が百三、地共済が百四、国鉄が百二十三という状態でございますして、厚生年金も今引き上げが行われましたので、現状においてはむしろ最も低い水準ということでございますが、これが将来どうなるということは財源率の計算いかんでございます。

〔委員長退席、理事北修二君着席〕
そこで、ただいま先生御指摘のような基本問題についてどのように考えるかということでごさいますけれども、やはり先生御指摘のような最低保障の適用者が多いことは、その要因が、先ほども御答弁申し上げましたが、在職期間が短いこと、それから給与水準が低いということにやはりあるということとは先ほど御答弁いたしたとおりでございまして、これはやはり漸次改善されてきておりますし、今後とも改善をするように努力し、また指導していかなければならぬというふうに思っております次第でございます。

また支給開始年齢が早いことにつきましても、これはやはり先ほど御答弁申しましたが、次第に延長はされているものの、まだまだの状態でございます。定年年齢の延長の指導をしていかなければならぬというふうに思います。

それから、もう一つ御指摘がございました不足財源につきまして、農林年金がその発足の経緯からいたしまして、やはり母体であつた厚生年金、これが引き継がれたもとでございますけれども、その当時、折半負担をいたしておりますで、これは他の国共済などとはまた違つた負担の仕方をしてまいつたわけでございまして、その折半負担の原則というものをそのまま引き継いだ次第でございまして、この不足財源、引き継いだときの不足財源につきまして、これを何らかの形で変えるということはなかなかその筋としてむづかしい状態

にあるわけでございます。

このようなことで改善の努力もいたしておりますし、またむずかしい部分もございますが、しかし、農林水産省といたしましても、従来から掛金の負担の軽減のために国庫負担の引き上げ等を漸次やってみてまいったわけでありますし、また今後ともこれやしていきたいというふうに考えておる次第でございます。ただ一方で、やはり十年間も掛金率が据え置かれてきたわけでもございませんし、また、これまで十年間に、直近一年の平均給与による給付算定方式の導入とか、あるいは通算方式の導入とか、また先ほどからるる御説明いたしております最低保障額の引き上げというような形で給付の改善の方もいたしてまいっておる次第でございます。

〔理事北修二君退席、委員長着席〕
そういうことを考えますと、掛金の引き上げにつ
きましては農林年金の長期にわたる財政の健全化
のためにどうしても避けられないところであるとい
うふうに考えるところでございまして、先ほど
御答弁申しましたようなことで国も努力をいたし
てまいります、やはり組合員の方々にも御理解
と御協力をお願いしたいというふうに考えている
次第でございます。

○村沢牧君　局長は、私が農林年金の掛金は高いと言ったら、実は公務員年金は百三で、公共企業体は百二十三で、地方公務員は百四だとか、そうすると農林年金は九十八なんと言ふ。これはいま申し上げた百三とか、百二十三とか、百四というのは、再計算した後のあれですよ。ことしそういうふうになったんですよ。それと農林年金の従来の九十八と比べてみて、農林年金の掛金は高くなっているんで、そんな答弁をしちゃだめですよ。これから聞いてまいりますけれども、上がってくるんですからね。そんな不まじめな答弁をしちゃだめだ。

それで、お話がありましたように、農林年金の財政再計算をことしじゅうに行わなければならぬ。一体その結果、おおよそどの程度の掛金にな

るのですか。

○政府委員(松浦昭君) ただいま財政再計算をやっている真つ最中でございまして、確定的なこととは申し上げられない段階にあることは先生もよくおわかりになつていただけるものと思います。

ただ、試算と申しますか、そういうことで大体どのぐらい上がるだろうかということを見込みますと、現在の総財源率、これは数理的保険料率に加えますところの整理資源率の合計値でございまして。これは現在の掛金を計算いたしました昭和四十九年度末を基準として計算いたしますと千分の百七十二・四でございしますが、これは五十年年度から五十四年度までの組合員の給与の改善あるいは年金者の年金額の改善等を見込んで計算しておりますから、これを見込んで財政再計算をやつ

てまいますと、五十四年度末現在で総財源率がおおむね千分の二十程度の数値で増加するんじゃないかということでございます。これを掛金率に換算してみますと、もちろん修正率とか、あるいは国庫負担の問題であるとか、あるいは利差益とか、あるいは当分とか、そういうものがどうなってくるかということは全く仮定でございますので何とも申し上げられないことでございますけれども、これを従来^{（一）}の修正率、つまり、七七・五％で修正するといつたようなことで仮定計算いたしますと、千分の二十までは上がらないと思いますけれども、千分の十を相当上回る程度の掛金率の上昇になるといふふうに考えている次第でございます。

○村沢牧君 掛金率は、現在の算出基礎をそのまま適用すると千分の十から二十の間ということと、この答弁はここずっと変わっておりません。まあ変わっていないけれども仕方がないと思いますが。

そこで、それでは掛金率が幾らになるかということを考える場合に、積立方式ですね、先回から修正積立方式による財政方式がとられて、修正率を七七・五％として掛金に反映したわけなんです、今回の再計算に当たって、修正積立方式の考え方はどういうふうに配慮しているかとするの

か。そうしてその修正積立方式を取り入れる場合、どの程度の修正率が後代負担ともあわせて適当というふうに思われますか。

○政府委員(松浦昭君) 先ほども申し上げましたように、いわゆる財源率計算の場合の総財源率はわりあい、何と申しますか、機械的に出てくるものでございすけれども、この修正積立率のところは、まさに政策判断と申しますか、そういう要素を非常に持つところとございまして、率直に申し上げて、やはりいま財源率計算につきましていろいろ御諮問を申し上げて御意見を承っておりまます農林年金財政研究会の御検討をお願いした上で判断をなさいかぬというふうに考えておりまして、ここでもどのようにするかということを上上げるのはまだ時期尚早じやないかというふうに考えるわけとございすけれども、私どもの気持ちを申し上げてみますと、この農林年金の財政方式は、従来いわゆる平準保険料方式を採用いたしてまいりまして、前回の再計算からこれを改めまして、と申しますのは、財源率が非常に大幅に上昇したということからいわゆる修正積立方式というものを採用いたしましたのは経過として御存じのとおりとございす。

ただ、このような必要財源率に修正率を乗じますというところは、現在の組合員の負担の急激な増高は避けるということができましても、やはり後代負担が増していくというところとございす。このような公平の関係、バランスの関係というものを考えてまいりますと、やはり将来の年金制度の健全な運営に不安を招くという問題があるというふうにも私も思っております。この面では、この修正率の問題はきわめて慎重な配慮が必要であるということが私どもの感じてございす。

ただ、全体の掛金の額がどうなるか、これもございすし、また、どの程度までこの修正率を決めるかということにつきましては、先ほど申しましたような農林年金財政研究会の専門家の方々の御意見を十分に承った上で決めてまいりたいというふうに考えている次第とございす。

○村沢牧君 修正積立方式は取り入れなければならぬけれども、その率については十分配慮していく、検討していくという答弁があったんですけれども、それはそれとして聞かなくては、この利益差充分分はどういうふうな考えているんだらうか。先回は千分の四・五九でもって計算したわけですが、今回はどのような状況になりますか。

○政府委員(松浦昭君) この点も修正率と並んで非常に政策的な配慮が必要な部分であると思ひます。と申しますのは、実態を申し上げますと、積立金の運用につきましては五・五%以上の利回り確保ということを義務づけているわけとございす。が、実際はこれを上回る運用利率になっておりまして、五十四年度は七・四五%という状態とございす。したがって、ここに利益差が生ずるわけとございす。御指摘のように、前二回の再計算におきましては、当面の掛金率を抑制するためにあらかじめある程度の利益差を見込むというやり方をとっておりまして、実はこれは他の年金制度ではとっていない方法とございす。ただ、現在のよう年金財政の厳しさが深まりまして、将来の積立金も減少に向かうというような状態を考へますと、そのような懸念のある状態のもとにおきまして、従来のような利益差を相当程度までぶち込んでしまふということがいかどうかというところにつきましては、この点もかなり慎重に検討しなさいやならぬというふうな考へているわけとございまして、これもまた農林年金財政研究会に御検討をお願いしておりますので、その御検討の結果を待ちまして慎重な検討をしたいというふうな考へている次第とございす。

○村沢牧君 質問してまいることは全部検討をしておるといふ答弁なんだけれども、いつまでにこれは決めるんですか。

○政府委員(松浦昭君) 実は、今回の財政再計算は、従前と違ひまして、かなり複雑な要素がございす。と申しますのは、前回よりもいろいろな給付の内容につきまして変更、変化、改善を加え

ておりますので、そのために現在実は従来よりもやや手間取っておりますとございす。私どもの想定といたしましては、恐らくこの財源率の計算ができてまいりまして、研究会の御意見も聞いた上で決める状態というものは、十二月末ごろではないかというふうな考へております。

○村沢牧君 十二月末といつても、あと一カ月有余になつてきていますかね。ですから、いまの答弁を聞いていても、きわめて抽象的であつとも出ておらないんですからね。それはまあこれ以上の答弁を求めてもはね返つてこないというふうな思ひますから次に進みますけれども、先回は農協相互扶助事業助成金からの協力も期待をして掛金を決定しておるわけですね。この農協相互扶助事業と年金財政あるいは掛金率とを直接関係させることは正しくない、それは知つておりますけれども、しかし、今度再計算する場合においても、このことをやはり無視するわけにはいかぬと思う。そこで、五十五年度のこの相互扶助事業補助金は二億六千五百万ですね。明年の予算では、どのような考へ方を持ち、どのような金額を要求して実現をしようとしてらるんですか。

○政府委員(松浦昭君) 相互扶助事業につきましては、もう内容は詳しくは申し上げる必要はないと思ひますけれども、やはりこれは掛金の内容とある種の関連を持ってくるわけとございまして、その充実に今後とも努めてまいりたいと考へております。五十六年度予算におきましては、実は三億円を予定しておる次第とございす。

○村沢牧君 明年度予算では三億円を予定している。では、このままこの事業は続けていくということですね。

○政府委員(松浦昭君) 今後とも、この相互扶助事業につきましてはこれをつけていく、充実にしていくというつもりとございす。

○村沢牧君 昨年、この農林年金法の改正によつて支給開始年齢を五歳延長したわけですが、これも、これは掛金率にも当然影響してくるというふうな思ひますけれども、今回の再計算にはどう

なメリットがあるのか。あるいはまた将来の年金財政にどういふ影響を与えるんですか。

○政府委員(松浦昭君) この点を申し上げますと、先ほど私が申し上げました、総財源率で約千分の二十という点がかなりわかりやすくなつていただけるといふ点があるというふうな思ひます。が、支給開始年齢の引き上げの措置は本年の七月一日から施行されたところとございすけれども、四十九年度の財源率を基礎として試算いたしますと、この措置によりまして千分の十五程度数理的保険料率を減少させることができるといふふうな考へられます。

ただ、これが、数理的保険料率をストレートにこの十五全部が減少というわけにはいかないのでございす。と申しますのは、その一方におきまして、先生御案内のように、退職一時金の廃止、それからそれに伴ひまして通算退職年金に係る財源の増がございす。これは碎いて申し上げますと、退職一時金制度をやめまして、一定の部分を必ず保留して将来の退職年金に備へるというあの制度をやめてしまひまして、通算退職年金制度そのまゝを適用しまひまして、それに必要な財源率というものを皆今度は財源計算の中に入れていくという制度をつくりました。このために、実はその財源増といたしまして千分の八ほどが上がるかつこうになります。そうしますと、ネットで申しますと、この十五とそれから八との関係で、相殺いたしまして、数理的保険料率の方は千分の七程度が下がるだけというかつこうになります。

さらに加へまして、これはもう先生御案内のように、いろいろと支給内容等を改善してまいりました結果、整理資源率の方でございすけれども、これは五十年から五十四年の間にやはり千分の二十四程度上がらざるを得ないということになります。そうしますと、先ほどのようなことで、全部足して申し上げますと、やはりこれは千分の二十ぐらゐりかどうも上がりそうであるという計算になつていくということに相なるわけとございす。

○村沢牧君 大臣にお聞きしますが、厚生年金は、今回の法律改正に当たって、四党の合意事項として掛金率を千分の三圧縮するという、これは法律事項ですから、修正を行ったわけですね。厚生年金と農林年金は、その内容において、仕組みにおいて異なることは承知をしておるんですけれども、その精神は農林年金にも生かされなければならぬ、このように思いますが、大臣の見解はどうですか。

○政府委員(松浦昭君) ちょっと大臣の説明の前に……

○村沢牧君 大臣の見解でいいですよ。説明は要らないです。

○政府委員(松浦昭君) 実態の説明をちょっといたしまして……

お答えをいたします。

厚生年金の今回の改正におきまして、掛金率の引き上げ幅が急激な上昇を避けるために圧縮されたということは、国会の御審議の経過をよく私ども承知しております。ただ、農林年金の掛金率の設定というのは、先生御案内のように、修正率とかいろいろものを掛け合わせたにいたしましたけれども、伝統的に、年金財政の長期的健全化の観点から、やはり財政再計算の結果を理論的に計算いたしまして、その必要とされる率というものを掛金率とすることで、基本的な考えで通してきておるわけでございます。したがって、今回の掛金率の設定に当たりまして、修正率とかあるいは利益率とか、そういうものをいろいろと考えてまいりますが、基本的にやっぱ数理的なきんとした計算のもとに行っていくという考え方は貫いていきたいというふうに考えるわけでございます。もちろんその場合に、国庫負担の引き上げとかそういう問題につきましては、当然われわれも努力をいたしたいというふうに考えておるわけでございますけれども、一方でやはりこういう理論的な計算のもとに出てくる掛金率については……

○村沢牧君 その程度の答弁を聞いているんじゃないよ。

○政府委員(松浦昭君) 組合員もひとつよくお考えを願いたい、御理解を得たいと思っております。

○村沢牧君 もう一回聞きます。

私が聞いたのは、局長にそんな答弁をしてもうことを求めたんじゃないのです。だから、厚生年金も掛金率が千分の百九ですか、こうなっちゃう大変だと、だから四党修正で圧縮したんですよ。ですから、農林年金にもその気持ちは、精神は生かさないやらない。つまり、農林年金の組合員の給与の実態、それから他の共済年金との均衡から、組合員の負担を急増さしやいけない。そこで局長は、農林年金の掛金の計算は理論的に数理的にやるんだというふうなお話をしておるんですけれども、先ほどから聞いてくれば、修正率にしても利差益率にしても、全部政策的な問題だと。これは理論的じゃないやないか。そして決めるのだと言っているんですよ。ですから、その精神を生かして、大臣、この農林年金の掛金率を若干高めることはいたし方ないとしても、急増さしやいけない、その見解を聞いているんですよ。○国務大臣(亀岡高夫君) 福祉国家として高福祉を目指して努力いたしておりますことはお互いさまでございます。高福祉、高負担というふうな道筋も通らざるを得ないというふうな予測も立っておる中で、とにかく各党合意によりましてできるだけやはり国民の負担を少なくしながら、必要な制度をつくっていくということ、今回の合意ができたものと考えております。したがって、やっぱ社会保障制度の一環であります農林年金制度におきまして、できることなら、できるだけ掛金率を少なくして、うまい年金設計をつくり上げていくという努力をすることが私どもの責任である、こういう考え方を私は持っておるわけでありまして、今日までもいろいろと皆さん方のお知恵を拝借しながら、この前の財政計算のときにおきまして、できるだけ掛金率を軽くし

て、そして給付をよくしよう、こういう努力をさせていただいたことは御高承のとおりでございます。それから、これからの理屈上はいろいろな数字が出てくると思います。しかし、やっぱ負担すべきところは負担していただくということがありまさんと、こういう年金制度とかそういうものは、これはもう成り立たないわけでありまして、そういう点も十分考慮はいたしまして、農林年金の皆さん方にも御納得のいくような線で御協力をちょうだいしながら、来年度予算編成に対して全力を尽くしていきたい、こういう考えでおる次第でございます。

○村沢牧君 そこで、農林年金財政の健全化や、あるいは組合員の負担の急増を避けるためにはどうしても国庫補助率を引き上げなければならぬ、問題はそこに帰してくるというように思うんですね。そこで給付に対する国庫補助率を百分の二十以上に引き上げるといふ要望が強く出され、当委員会においてもこれもまた毎年附帯決議でもって要請しているわけです。この国庫補助率は昭和四十七年以降八年間も据え置きをされてい

る。それからさらに、財政調整費補助の増額を図ることにしても、これまた附帯決議でもって要請をしている。なるほど、財政補助率については昨年〇・〇五%引き上げて現在一・八二%であるけれども、これは団体等の要求によっても三%以上にしてもいい、こういう要望も出されておるわけなんです。

そこで、こういう要求や附帯決議を受けて、農林水産省としては今日まで一体どんな取り組みをしてきたのだ。五十五年度予算編成でも大臣折衝にまで持ち込んでやったということは聞いておるわけなんですけれども、明年度どうするのか。

そこで重ねて申し上げておきますけれども、本年四月、当委員会が農林年金審議の際、当時の武藤農林大臣は、農林年金は、他の共済年金と横並びは横並びとしながらも、農林年金としての何か独自のものを打ち出すことができないかどうか、

独自性を出したい、そして来年度の予算編成までにはこれは農林水産省としても十分検討して大蔵省と折衝すると、こういう答弁をされているんですが、どんな独自性をうまく出して要求しているんですか。これは大臣ですね、ひとつ大臣の方から御答弁願いたい。

○国務大臣(亀岡高夫君) この補助率アップをするということが、先ほど申し上げた掛金をできるだけ軽くするという一つの方策であることにかんがみまして、私といたしまして、この制度をつくってから今日まで、毎年予算編成の際には私も深夜に至るまでいろいろと苦勞した経験を持つ一人でございます。したがって、農林水産大臣を拝命いたしますと、来年度の概算要求をつくるに当たりまして、この点は特に意を用いまして、一八%で長らく据え置かれたやつを、とにかく二〇%はこれはもうどうしてもやらにやいかぬぞ、こういうことで指示を与えた次第でございます。

と同時に、武藤大臣の気持ちも十分わかりますので、私としても、やはりこの年金制度を充実さしていくための何かうまい方法はないものか、まあ一言で言えば、そういうことも事務当局として考えられないかというふうなことを指図しながら、いま盛んにその折衝をさせておるところでございます。

具体的などころは、事務当局から申し上げることができましますし申し上げたいと思っております。

○政府委員(松浦昭君) 現在、私ども五十六年度の子算編成に当たりまして提出している概算要求案は、給付の補助の定率補助二〇%、それから財源調整費三%という引き上げの案を出しております。これはなかなかむずかしい情勢にあるということは十分承知しておりますけれども、ただいまの大臣の御決意あるいは前回の武藤大臣も御決意を披瀝なすっておられた次第でございます。この実現ということにつきまして最大限の努力をしてみたいと思っております。

それを具体的にどのような形でやるかということにつきましては、いろいろ秘策を練っておるわけでごさいます、その点につきましては、今後どのようなやり方をするかということをごらんになっていただきたいというふうに思う次第でございます。

○村沢牧君 やり方については、秘策を練っておるし、先を見てくれ、期待してくれという御答弁であつたけれども、それはまあ結構ですよ。そこでこの委員会でも聞こうとは思わぬけれども、大臣の決意として、農林年金のことについては十分承知をしておるといふふうにおっしゃっていますから、せっかくそういう大臣ができたんですから、ここでまた一八%なんということじゃなくて、最大限努力をして上げていくという決意のほどをひとつ一回示してください。

○国務大臣(亀岡高夫君) 厳しい国家財政の中で、また財政再建を至上使命としております内閣のもとにおきまして、とにかく概算要求の厳しい枠の中でこれだけの概算要求——いま事務当局から申し上げたように、二〇%ですが、それから調整関係の方も三%引き上げようというところで概算要求いたしているわけでありまして、概算要求したものが無残な姿で削られるようなことになつては、これは農林水産省全体としての権威にもかかわるというような意気込みでがんばっていきたい。それにつきましては、当委員会のこのような御支援を感謝をいたすわけでありまして。

○村沢牧君 せっかくひとつがばつてくださ

次に、定年制の問題について、二回っておきますけれども、農林漁業団体職員等の定年制を延長しなければならぬことは、農林年金に関連してだけでなく、すべての高齢化社会の中においてその積極対策が迫られているわけですね。特に年金に関連して言えば、支給開始年齢の引き上げあるいは年金財政の上から、定年延長は避けて通れない問題だ。

そこで、先ほども答弁があつたんですけれども、農林水産省も本年三月、経済局長名をもって定年制延長に関する通達を行ったことは承知をしておるんですけれども、そういう通達を受けて団体などのように対応しているのか、あるいはその成果について局長はどのように判断をされていますか。

○政府委員(松浦昭君) ただいまおっしゃられましたように、昭和五十五年の三月に、経済局長名で定年制の延長等に関する通達を出したわけでごさいます。これを受けて、農協の場合同様に、全国農協中央会が各都道府県の農協中央会に對しまして、定年制の定年年齢の延長等につきまして指導する通達を出したわけでごさいます。これで傘下の下部団体に対して趣旨の徹底を図る体制をつくつたわけでごさいます。この結果、本年の四月以降、全国農協中央会が各都道府県の農協中央会から、このような指導をもとにいたしまして、定年延長問題と農協の高齢化対策の取り組みの進捗状況について逐次報告を受けるという体制をとっております。それで、その結果は農林水産省に對しても報告をされておりました。逐次それは聴取いたしております。この報告によりまして、現在までに四十七都道府県の農協中央会の中で、三十の都道府県の農協中央会が定年延長趣旨の徹底指導方針というところにつきまして研究会とかあるいは審議会とかを設けてまして、何らかの形でこれに取り組むということになっておりまして、目下それが進行の状況でございます。

ただ、私も聴取いたしております限りにおきましては、まだその成果が上がつてまいりましてどのような状態になるというところまではいっておりません。むしろ、その成果は今後にまつという状態でごさいます。

○村沢牧君 農協について言えば、五十五歳以下の定年を施行しているのが男で四一・七%、女で五一・五%というような数字になっていますね。長野県の場合は連合会が五十六歳、ほとんどの単協は五十五歳という定年なんです。定年を延長

しなければならぬということとはたてまえ論としてはみんな承知をされている。しかし、定年延長を阻害する要因もいろいろあると。給与体系を初め、労務管理の問題等もあつて、簡単にはなかなか進まないんです。定年延長の問題は労使間の問題であるとしても、しかし、農林水産省としても一つの指導方針、あるいはこうあるべきだと、これを持たなきゃならないと思ひますが、どうですか。

○政府委員(松浦昭君) もとよりこの定年制の延長につきましては、各連合会なり組合なりの財政状態もございまして、また給与体系その他、非常に各般にわたる検討を要することでごさいます。これを改善することとはなかなか容易でないというところは事実でございます。また、この問題は労使間の問題であるということもあるわけでごさいます。私もやはり基本的に考えておりますことは、先般当委員会にお諮りをいたしまして支給開始年齢を引き上げたという非常に大きな事実があるわけでごさいます。このためにはやはり定年制を延長していかなければ、このようなお願いをした事態とはそぐわないことが起こるわけでごさいます。さようなことから、私も私どもとしては、この定年の年齢の延長につきましては、非常にむずかしい問題はあるかもしれないけれども、とにかくこれに正面から取り組んでほしいと。そしてまた、その状況についても逐次われわれも報告を受け、指導していくという体制をとつていくわけでごさいます。今後ともその指導方針というものは貫いてまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

○村沢牧君 農林年金の問題については政正点も今回少ないわけでありまして、私は農林年金問題については質問をちよつと打ち切つて、先回の委員会でも資料要求もいたしておりますから、この際、冷害対策について詰めておきたいというふうに思ひます。

冷害対策については、今日までいろいろ論議をされ、要請をされてきたところでありますが、いよいよ詰め段階になつてきたというふうに思ひます。

ます。それで具体的に项目的に伺つてまいりますけれども、天災融資法及び激甚災害の発動は、十一月の十日以降行つたというふうになつておつたんですが、いつやるんですか。

二つ目として、自作農維持資金の災害枠の確保、貸付限度枠の引き上げはどのようにするのか。三つ目として、つなぎ融資及び既貸付金、これの償還条件の緩和措置はどのようにするのか。以上、三点について率直に答弁してください。

○国務大臣(亀岡高夫君) 天災融資法、激甚災害法のあれは、あすの閣議にかけることのできるようにとつて準備をしておりますから、その決定をしていただきますと、十日の日に公布ということにしたいと、こういうことでやっております。

二以下の問題については事務当局から……。○政府委員(杉山克己君) ただいま大臣が言われましたように、十日の公布ということでもよろしい手続、準備を進めておるわけでごさいます。その中で、自作農維持資金につきましては、これは御承知のように、被害の額、それから共済資金がどれだけ支払われ、さらに天災融資法に基づいて経営資金がどれだけ手当てされるかということを見た上で、それでも足りない部分について手当てをするということになっております。そういう関係から、若干手間がほかのものよりもかかるというところはございまして、その日程にできるだけおくれのないようにということで目下関係等とも詰めを行つておるところでございます。額等につきましても各県との調整をただいま行つておるところで、それほど遅くない時期に確定するということに考えております。

○村沢牧君 次は、災害補償対策ですけれども、共

しかし、それでもなおかつ公共事業が行き渡らないという市町村もあろうかというふうに思っています。この場合、御案内のとおり、別途国有林野事業におきましても緊急的な造林事業も実施いたすということになっておりますし、また非補助の事業につきましては、農林漁業金融公庫の土地改良資金あるいは造林資金という非常に長期低利の資金がございますので、これを優先的に活用してまいりたい。また、そういった事業につきましては特に関係省庁にもお願いをいたしまして、起債額の確保なりあるいは特別交付税の交付についても十分な配慮をやつていただきたいということをお願いをしておるわけでございます。こういった措置全体を総合的に何とか今回の被災者の雇用吸収

に役立ててまいりたいというのが現在私どもが考えているところでございます。

○村沢牧君 公共事業をやりたいくても公共事業がない市町村が現にあるんですよ。そのことに對してどういう措置をとるのか。

それから、公共事業と言っても、その中身は必ずしも雇用確保につながるかどうか、これは明確じゃないというふうに思うんです。今日の公共事業の多くは、その事業のうち多くのものが材料費や機械力やあるいは業者の経費に回されておる。果たして皆さんが言う公共事業は救済事業としていけるかどうか。あるいはいまの公共事業は、建設業者が請け負って、みずから雇用している労働力とみずから所有している機械によって仕事をこなしているんです。こうした業者に對して、冷害被災農家を優先的に雇用するという保証があるのかどうか、どうですか。

○政府委員(杉山克己君) 確かに先生おっしゃられるように、昔のように公共事業の中で占める労働比率の率は高くございません。おおむね二〇％から二五％程度が一般の場合でございます。しかし、二〇％ないし二五％の労働比率でも、事業費の額が大きくなればそれだけ労働費も大きくなるということでございますし、それから、そういう中でもできるだけ、やはり同じ事業の中でも工種によっては労働比率の高いものもございまして、そういうものを優先的に工事として進めるようにということで指導をまいっておるわけでございます。

具体的に申し上げますと、十月十七日付の局長名通達をもちまして、全国の各事業主体に對しまして、被災農家の就労が円滑かつ効率的に行われるようにということを指導いたしております。それと同時に、またこれとあわせて、施工業者の団体でありますところの土地改良建設協会、これに對しても、事業主体それから関係公共団体と連携をとりながら、被災農家の就労が円滑かつ効率的に行われるよう特段の配慮を要請するということで通達を出しているところでござ

います。あと、具体的にそれぞれ各県にもお願いして、この指導の徹底方を期しているところでございます。

○村沢牧君 公共事業は政府が当然発注しなければならぬ事業ですが、冷害地において被災農家を優先的に雇用しないというこの保証、もつと突き詰めて言うならば、入札条件なり何なりを付してやることでございせんか。

○政府委員(杉山克己君) これは事業の種類、それから工種によりましてきわめて多様でございますので、一律にそういう契約条件として義務を課するということとはなかなか実態にそぐわないという面がございまして。実は五十一年の際に、そういう労働比率を三〇％以上のものに限り、それから被害率五〇％以上の農家がまとまっているところからそういう農家の労働力を吸収するようにということで実施したわけでございまして、それが非常に実行上多大の障害を来したと、種々問題を起したこともございまして、その点は一律そういう形で契約条件にするということにはいたしておりません。いま申し上げましたように、通達によりまして関係の事業主体、それから事業の施工業者、こういった方面の協力といひますか、努力を要請しているところでございます。

○村沢牧君 その辺もきわめて不鮮明なことですが、けれども、そこで、公共事業を早期に発注して雇用対策を確保していく、公共事業の方が予算が決まっているから早いんだといういままでの答弁であつたわけですが、実際、この冷害地では、被害が大きくなることがわかつた八月ごろから、ずっと何か事業を起さしてくださという要望が非常に強かつた。しかし、公共事業公共事業と言っているけれども、まだ実際の事業開始になつてはおらないではないか。皆さん方がやれと言つて種々通達をして、予算枠はなほど農政局まで行つたけれども、現地で仕事になつていないのかどうか。すでに、冷害地は積雪寒冷地が多いわけですから、もう十一月半ば過ぎれば仕事にならないんです。一体その辺はどんなように進んでいる

んですか。

○政府委員(杉山克己君) もう予算額の配分は、一般の枠も、それから追加になりましたその二百億の分も含めまして、農政局を通じ県別に配分を行われております。それで、具体的にいま市町村への張りつけが行われているところでございまして、それと並行いたしまして、先生おっしゃられるように、工期の都合の問題がございまして、市町村等では契約上の実施はそれぞれ進めているところでございまして。事業の実施には支障を来すことのないよう、せつかくの予算の配分でございますから、これを生かすように努めてまいりたいと考えます。

○村沢牧君 努めてまいりたいという気持ちはよくわかるけれども、仕事は進んでいないということなんだよ。だから、本当に公共事業でもって雇用促進を図っていくのだったら、もつと早く進めなきゃだめなんだ。そんなに待つておれないですよ、被害農民は。ですから、そのことは強く要請をしておきます。

そこで大臣、私は先回も指摘をしたんだけれども、雇用の確保を図るためには、公共事業よりも、一番身近な自治体の計画する事業の方が現地の実態に即しているし、事業の開始も早いと思うんですね。したがって、冷害地の県や市町村は国の事業だけを期待しておれない、単独の事業等をすで行っているわけですね。むしろ、皆さんが本當に雇用促進を図っていくとするならば、こうした事業に對して一定の補助金を出す、そうすればより前向きな仕事ができるというふうに思うわけですね。これに刺激をされて、したがって、自治体が行う事業に對して必要な起債を認める、それから償還の際には交付税で何とか配慮していく、補助金も出さう、そういうことをいまからでもやれば取り組む必要がある。私は冷害がこれだけ大きくなつてきたんだから、当然既決予算の範囲内ではもう処理ができない問題も出てくるだろうと。補正予算も組まなければならぬかもしれない。あるいは何だかんだ言つたつて予算費だつて

出さなければいけないと思うんですよ。そういうことがいまの段階になつてもできないのかどうか。私は遅くないと思うんですが、どうですか。

○国務大臣(亀岡高夫君) この前の委員会、またただいまの御質疑を通じて、冷害対策については私も最善の努力をしておるところでございます。何といつても、私も最初、かつての日雇い関係の事業のようにあつた仕事を労働省を通じて、こう考えましたわけでありましたけれども、ああいう適切な事業が現在法律的にないというふうなことで、これはもう各町村にまづもつて県事業なりあるいは町、村、市単独の事業でとりあえずの、もう最も早くできるそういう種類の仕事は市町村ということになりますので、これは自治省にもお願いをいたしまして、そういう被災地から要請があつた場合にはまず起債を認めればよいと、そしてその起債については交付税等によつて処理をする、こういう措置を自治省としても早く決めていただきたい。大體特別交付税制度というものは、災害に遭つたときにその災害対策の万全を期するというものであつたので、そういう点も強く自治省に申し上げまして、とにかくたいいまでも関係局長から申し上げましたとおり、農林水産省の事業がことしの事業でさえも手間がかかる、時間がかかる。現地に行つてくわ入れ式をして仕事を始めるまでには少なくとも二カ月ぐらいかつちやうと、そういうことではもう現地が困るんだからということで知事さん方にもお願いをいたしました。もうお願いするよりも、青森、岩手、宮城、福島等の激甚のところにおいては、もう県単の単独予算を組んで仕事を始めておるわけでありまして、その後にたいい申し上げたような国の仕事が行つて、そこで両方相まつて雇用の場をできるだけ多くつくり上げていくという努力をいたしておるところでございます。

補助を出せと、こういうことでございまして、いま補助金を出すということになりますと、これ

またもう少しなくとも三カ月、補助金の事業の計画をし、そうしてそれを測量をして設計をしということになりますと、五十一年のときにも非常に時間を食ったわけでございます。そういう点、私どもとしてはできるだけ早く、もうとにかく来年の農作業が始まるまでの雇用ということに重点を置いて対策を講ずべきであると、こういうような考えでやらしていただいておりますので、この点ひとつ御理解をいただきたいと思います。

○村沢牧君　時間が来ましたから質問を終わりますが、冷害対策については、先ほど答弁がありましたが、激甚地指定はあす閣議決定して十日に発動するというでありますから、より積極的なこの対応をしてもらうように、先ほど私が要請をしたこと等も含めて前向きで取り組んでもらうことを要請して私の質問を終わります。

○中野鉄造君　まず最初に、農林漁業団体職員共済組合の組合員の数と年金受給者数の関係は現在どういふふうになっているのか、また、今後の動向をどのように分析され、これに対しての具体的対応策はどういふふうになっておりますか。その点を大臣に御質問いたします。

○政府委員 松浦昭君） 組合員と年金受給者の現状あるいは今後の動向、それに対応する具体的な対応策でございますが、まず事実関係から申し上げますと、農林漁業団体職員共済組合の加入者は近年おおむね横ばい状態でございまして、今後もしこのような状態が続くものと想定しております。人数を申し上げますと、昭和五十四年度末の加入者数は四十七万四千人でございます。他方、年金を受けておる受給者数の方でございますが、こちらの方は現在急速に増大をいたしております。十年後には、昭和六十五年でございますが、十三万七千人、二十年後には十八万五千人、三十年後には二十万三千人程度になるものというふうな予想しております。したがしまして、成熟率でございますが、これは加入者に対しますところの受給権者の比率でございますが、十年後は二九％

二十年後は三九%、さらに三十年後は四三%になるといふうに想定をいたしております。

このために、率直に申しまして、現在の現行掛金率のままに推移するということで仮定をいたしてみますと、昭和五十八年度には——これは四年後でございますが、年金給付が掛金収入を上回るといふ状態になりますし、昭和六十五年には年間総支出が総収入を上回るといふ状態になります、さらに昭和七十四年になりますと、保有資産が尽きてしまひましてゼロになるといふ状態になるといふうに想定されるわけでございます。

したいが、いまして、このような年金の財政状態でございますので、今後その財政の健全化ということとは真剣に検討していかなければならないということに考える次第でございまして、現状では約十年にわたって掛金は据え置き同様になつております。この掛金率のあり方、この点についても十分に検討しなければならぬ、また今回の財政の再計算に当たっては、この掛金率についても見直し、検討を行つていかなければならない、かような事情にあるというふうに考えている次第でございまして、

○中野鉄造君　いまの御答弁の内容についてはこれからまたずっと後で触れていきますが、今回のこの改正案の内容についてお尋ねいたすわけですが、まず厚生年金がその基本となっておることはわかりますが、その月額千六百五十円が二千五百円になっております、この根拠をお尋ねしたいと思ふんです。つまり、この決定以来今日までの物価指数の状況から見てなかなか納得しがたい数字でありますし、またこれから数年この二千五百円ということになるば、今後の物価上昇指数に果たして妥当であるか、つまりついていけるか、さらにその懸念を深くするわけですが、この点を尋ねいたします。

○政府委員(松浦昭君) 厚生省もお見えになっておられますので、補足してあるいは御答弁があるかと思いますが、農林年金の立場から申しますと、年金額の算定方式のうちで、私どもは、いわ

ゆる定額部分と報酬比例部分というものがあるわけでございますけれども、このような方式によりまして算定いたします、いわゆる通年方式によって定められている定額部分につきまして今回改正を行っているわけでございます。

で、厚生年金——この改正は厚生年金の改正に準じて行つたわけでございますが、私ども厚生年金側から承つてゐる状況を申し上げますと、厚生年金の方では、年金額の水準を上げますと、直近男子の平均標準報酬の六〇％程度を確保するという考え方を維持するということを基本にされておりました、定額部分と報酬比例部分の割合を五〇対五〇ということにするというこの二つの要素から、定額部分の単価を千六百五十円から二千五十円に引き上げておいでになつたというふう聞いております、これを私どもの算定基準として取り入れ、今回の改正を行つた次第でございます。

○中野鐵造君　それは一応わかりましたけれども、そうしますと、この農林漁業団体共済としては必ずこれを受けなければならないのか、その辺について、厚生年金がこうだからということのようですけれども、いま申しますように、必ずこの厚生年金を基本にしたものでいかなければいけないのか、それとも農林の方はこれ独自でいいものなのか、それとも農林の方はこれ独自でいいものか、この辺のところをお尋ねします。

○政府委員(松浦昭君) 農林年金の場合におきますところの年金額の算定の基礎になります。先ほど申し上げました定額部分でございしますが、これは昭和四十九年の制度改正におきまして、厚生年金の給付水準を確保するために、厚生年金の年金額算定方式を導入したという経緯がございまして、その経緯から申しまして、その単価につきましては、従来から厚生年金の定額単価を採用するということになっております。したがいまして、このような経緯から、当然のことでございますが、農林年金におきましては定額部分の単価を改正するという際にも農林年金単独でこれを行うということではできないことになっておりまして、常に厚

生年金の定額部分の単価と横並びで行うという性格になっております。この措置は決して農林年金だけの措置ではございませんで、他の各種共済組合制度の共通の原則でございます。農林年金のみで、独自でこの定額部分の改正をするということとは困難な状況にございます。

○中野鉄造君 この農林年金の制度ができてからもう早くも二十一年、この共済組合加入者が、組合員の方々がいま非常に心配されているのは、この現状、つまり年金受給者とそれを支える掛金支払い者のそのバランスが、厚生年金と比較してかなり今後鋭いカーブで上昇していくのではないかと、こういうようにいま考えられているわけです。この点のようにお考えになっておりますか。すなわち、いまはいいとしても、自分たちがその年齢に達したとき、果たして支給してもらえるかどうかというのを心配している向きもあるんですが、この点をお尋ねします。

○政府委員(松浦昭君) 先生御指摘のとおりでございまして、農林年金の組合員数に対する受給権者の数、すなわち成熟率でございしますが、これを過去の状況を振り返ってみますと、五カ年間の間で五割、実は増加しているという状況でございします。このような増加率を他の年金と比較いたします。テンポは厚生年金に次いで高い成熟率という増加のテンポをたどっているという状況でございします。加えて、農林年金の成熟率は十年後で一九％、二十年後三九％、三十年後四三％というところとで先ほど申し上げたわけでございますが、そうなりますと、厚生年金のそれよりも絶対的な水準におきましてかなり高くなるという状況で想定しなさいいかぬという状況でございします。

このような状況のもとにおきまして、いかにして財政の健全化を図るかということでございますが、このままの掛金率の状態でまいりますと、先ほども申しましたように、間もなく年金給付が掛金収入を上回る、さらには年金総支出が総収入を上回る、さらに七十四年には保有資産もゼロにな

るという状態になつてしまつたという状況でございまして、大変な事態を招くわけでございまして、さような意味で、年金財政の健全化ということとは当然真剣に取り組まなければならぬ。そこで、掛金率につきましても、今回の財政再計算の中で、先ほど大臣もお話しになりましたように、組合員に負担していただく部分はどうしても負担していただかなきゃならぬということで、よく御理解と御協力をお願いするということをいたしたいと思つておりますし、また、国も掛金の国庫負担、その他につきまして、最善の努力を尽くさなきゃならないという状況にあるというふうに考えております。

○中野鉄造君 この現況を見まして、今後の対策を立てるためにいまこの年金財政再計算がされていくわけですが、厚生年金の国庫負担率が二〇%、それに対して農林漁業団体の年金への国庫負担が一八%となっておりますが、その根拠についてまず農水省からお願いいたします。

○政府委員(松浦昭君) この国庫補助率が一八%になっているという経緯につきましては、まさに経緯論を申し上げる以外にないわけでございまして、農林年金の国庫補助率は、制度発足当時、これは昭和三十四年の一月でございまして、その当時におきましては、農林年金が分離してまいりました母体であります厚生年金、それから最も類似点の多い私学共済、これとの横並びの一五%であつたわけでございまして、一五%ということで設定されたわけでございまして、ところが、その後、厚生年金の国庫補助率が二〇%に引き上げられたという事態が生じまして、そこで農林年金の国庫補助率についても、これをせび、それに合わせて上げてほしいということで今日まで要求してまいりまして、昭和四十一年の十月から一六%、四十七年四月から一八%に引き上げられたという経緯でございまして、そこで今日に至つていふという状態でございます。

なお、国家公務員共済あるいは地方公務員共済等の国庫補助率は、昭和三十九年の十月に一五%

に引き上げられて以来その水準で今日まで至つていくわけでございまして。

さらに、農林年金につきましては一八%の補助率でございましたので、さらに財源調整費補助というところでいろいろと予算要求してまいりまして、従来定額で給付費の一・七七%相当額の補助が行われておりました、五十四年度以降はこれを改定いたしました一・八二%相当額ということになりまして、これを先ほどの補助率に仮に加えますれば一九・八二%という状態まで持つてまいりまして、ほぼ二〇%に近いところまで持つてきたという状況でございまして。

○中野鉄造君 厚生省、お願いいたします。

○説明員(長尾立子君) 厚生年金の国庫負担率でございまして、厚生年金は制度発足の当初国庫負担が一〇%という形でつておつたわけでございまして。現在の法律、昭和二十九年に制定されたのでございまして、この法律ができましたときに、現行制度になりましたときに、事業主及び被保険者の負担能力というものを勘案いたしまして一五%ということに引き上げられたわけでございまして。現行二〇%になりましたのは昭和四十年の改正においてでございます。

この間、二〇%になりました事情でございまして、私ども先輩から伝え聞いておるところによりまして、この前年に国家公務員共済組合におきまして国庫負担が一〇から一五に引き上げられたというふうな事情がございまして、当時厚生年金の給付水準というふうなもの、これ現在でもそうでございますけれども、共済よりも若干低いわけでございまして、こういう問題、それから給付のその他の仕組み等を勘案いたしました上で、私どもの方は二〇%になったというふうな伺つておるわけでございまして。

○中野鉄造君 このほかの公的年金においても、将来の展望は財源的にも非常に受給者が上昇することが、これは必至でございまして、そうした全体的な立場で国が誤まりのないように取り計らつていかなければならぬわけですが、その中で、

この農林漁業団体共済も最も厳しい公的年金であろうと、こう思うわけです。この点についての大臣の御見解をお願いいたします。

○国務大臣(亀岡高夫君) わが国の公的年金制度におきましては、現在八つの制度が分立いたしておるわけでございまして、これはそれぞれ被保険者の態様に応じて目的、沿革をそれぞれ持つて発展してきたものでありまして、これらの事情を無視して一律に統合を図るといふようなことは大変困難であるというふうに一応私は考えておるわけでございまして。

しかしながら、先ほど来議論のありましたとおり、今後の問題としては、年金受給者数の増加、受給者の高齢化、あるいは年金制度の成熟化が進む中で、年金財政の長期にわたる健全化、安定化を図る上からも、年金制度全体の制度体制のあり方と、この中における各制度をどういうふうな位置づけていくかというふうなことが検討されなければなりません、また、そういう要請が高まってくるものと考えておるわけでございまして。この観点から、年金制度基本構想懇談会——これは厚生大臣の諮問機関でございまして、その提言など、各方面からいろいろの意見が出ておるわけでございまして。そういう意見を踏まえながら、一億国民のための年金制度、まあ永遠にわたつて不安のない年金制度、そういう制度を今後確立をしていかなければならないのではないかと、そういうことで、厚生省が中心になりまして各省とも鋭意検討に力を入れておるということでございまして、私どももいたしまして、この農林年金制度というものをそういう体制の中でどういうふうな速き将来持つていくべきであるかというふうなこともやはり検討をいたさなければならぬと、こう考えておる次第でございまして。

○中野鉄造君 いま大臣のおっしゃつた年金制度基本構想懇談会というのは、昨年の四月の十八日に行われたわけですが、その際に提出された報告の中に、「現行の個別制度の分立を前提としてこのような財政、費用負担面の制度間のアンバランス

を是正するためには、「制度間で財政調整を図っていくことを検討する必要がある。」と、このような報告がなされているわけですが、現実的にこの検討課題はこれは可能なものでしょうか。そしてその後昨年の四月以来、いまだどういふふうになっておりますか、その経緯をお尋ねいたします。

○説明員(長尾立子君) お答えを申し上げます。先生御指摘の、年金制度基本構想懇談会の今後の公的年金制度全般をにらみましての財政問題についての御提言でございまして、御報告書の趣旨は、現在八つに分かれております各公的年金制度の存在というものを前提といたしまして、現実的に今後の財政問題をどう考えていくかという視点に立つて報告をいただいておりますわけでござい

ます。この御報告におきましては、現在八つに分かれております公的年金制度のうち、国民年金というもの、この位置づけをどういふふうにかけるかということにつきまして一つの御提言がございまして、いわば国民年金をひとつの基礎的なものとして考えまして、俗に二重加入方式というふうな形で国民年金を考へてはどうかという一つの案があるわけでございまして。

一方、被用者年金におきましては、被用者年金の終身的な制度といたしましては厚生年金があるわけでございまして、職域年金と言われております共済組合との間に、その給付の体系なり、財政方式などにおきまして非常に大きな違いがあるわけでございまして。現在の各制度がそれぞれに分かれております現状から考えますと、まず、その厚生年金と共済組合の中にあります給付体系及び財政方式というものについてどういふような調整といたすものが将来において可能なかというところをまず一つの手がかりとして考えていくべきではないかという御提言であつたと思つてわけでござい

ます。ただいま御検討いただいておりますように、各共済組合におきましては、俗に通老方式という形で、厚生年金の給付体系に見合う形を持つておら

○中野鉄造君　まあ財政が厳しいことは十分にわかっているんですが、いま申しました不公平であるということのほかに、もう一つ非常にアンバランスな点は、この共済五法の中の国庫負担のあり方について根本的などうも不公平というものがあるように思っています。というのは、いわゆる国家公務員あるいは地方公務員、公共企業体の職員、この三共済に対しては掛金に対して国庫負担をしておられる。ところが、農林漁業団体共済の場合には受給されるときに国庫負担をすると、こういう違いがあるわけでして、したがって、受給者数も当然加入者数に対して割合が少ないわけですから

ら、その国庫負担に要する補助額に格差が生じてくるのはこれは当然であるわけでして、この点について改正する意向はないかどうか、この点お尋ねいたします。

○政府委員(松浦昭君) 先生御指摘のように、農林年金につきましては厚生年金から分離したという経緯もございます。厚生年金の給付費補助という考え方を踏襲いたしてまいっております。制度発足以来、掛金補助ではなくて給付費補助になつてゐるわけでございます。ただ、私どもの考えを申し上げますと、年金財政というのは、あくまでも掛金で負担する収入と年金給付を行う支出とが均衡するようにたてまゑとしてきておりますので、掛金補助をとりましては給付費補助をとりまして、基本的な優劣というものは無いというふうに考えている次第でございます。

ただ、細部にわたりましてこの優劣を論じます場合にはいろいろな観点があると思ひます。一つ取り上げて申し上げますと、たとえば掛金補助でやりまして、その場合には補助金が運用できるというメリットがございます。しかしながら、一方でインフレ等の社会経済の変動によりまして補助金がいれば目減りをする、減価をする。あらかじめ入れてしまひますから、目減りをするという面もございます。また、給付費補助をとりまして場合には、補助金の運用はできませんけれども、年金改定等によりまして年金額が増額されるというような場合にはそれに伴つて事後に補助をいたしますので、補助金も増額されるという、そういう有利な面がございます。これは細部にわたりますとメリット、デメリットいろいろあるというふうに私どもは言えると思ひます。したがひまして、双方ともメリット、デメリットがございますから、基本的にはこのような優劣の差はないという状況のもとで、われわれといたしましてはこの給付費補助というものを続けていっていいというふうに考へておるわけでございますが、ただ、テクニカルな面を申し上げますと、給付費補助をもし掛金補助に直すということでは切りかえるということにな

りますれば、すでに年金を受給しておられる方がおられます。この方々につきましては掛金をいつ納入してどのようにそのときに負担をしたかということ等を全部計算していかねばなりません。で、この切りかえは技術的にきわめてむずかしい問題であるという点があるということを御指摘申し上げたいと思ひます。

○中野鉄造君 その点はよくわかりましたけれども、先ほどの大蔵省の御答弁といい、いまの御答弁といい、やはりどうしても多少そこには不公平というものがあつたというふうな感を禁じ得ないわけですから、その点ひとつ今後の課題として御検討をいただきたいと思ひます。この公的年金制度の国庫負担のあり方から見て、資金運用の仕方についても、いまお話がありましたように大幅の違いが私には出ると思ひます。したがつて、この点を見ましてもこうした不公平は否めませんので、こうした公正な立場を貫かれるよう重ねて検討をお願いいたします。

次に、農林年金を健全に維持していかななくてはならない、これを踏まえて年金財政再計算をいまなされてゐるわけですが、単独でこの共済年金を永久に維持していく場合、今後どうした点にその問題があると思はれるのか、この点大臣にお尋ねいたします。

○政府委員(松浦昭君) まず私の方から現状を御説明申し上げます。

農林年金につきましては、先ほどからも申し上げておりますように、高齢化社会へと移行する中で一番大きな課題と申しますのは、何と申ししましても、年金財政の悪化に対処いたしましてこれを何とか健全な方向に持っていくにつ、長期にわたつて農林年金制度を維持発展させることにあるというふうに考へております。こういう観点から財政事情を他の年金制度と比較してみましても、先ほどからも申し上げておりますように、成熟率の点におきましても、あるいは年金の収支比率の面から見ましても、あるいは私学共済、厚生年金に次ぐ順位になつておるわけでござひまして、現

時点における財政事情の水準の面から申しますと、各年金制度の中ではさほど財政の悪化は進んでいないように見受けられますが、しかしながら、今後の問題というものを考へてみますと、非常に財政状態というものはむずかしい状態になつていくというところは当然予測されるということで、先ほどから御答弁を申し上げておる通りでございます。

そこで、振り返つて考へてみますというと、農林年金につきましては、掛金につきましてはほぼ十年間にわたりまして据置き同様の状態を続けてゐるわけでござひまして、各年金制度との比較におきましてもとりわけ急速に成熟率が高まつており、また収支の比率も悪いという状態でございます。このためには、現行の掛金率のまま推移いたしますと非常にむずかしいことになるといふことは、先ほどいろいろな数値をお示し申し上げながら申し上げたところでござひます。

このためには、やはり財政の内容を健全化するといふことが必要でござひまして、そのようなためには、長期的な視点に立ちまして各世代間の負担の公平、あるいは給付内容の充実、それと掛金負担のバランスということも考へてまいらなければなりません。また、厚生年金あるいは各種年金との整合性ということも考へまして、財政の健全な運用を図っていくということが何より肝要と思ひます。この点はまさに大臣のおっしゃられたとおりであると思ひます。

そのためには、ただいま財源再計算もいたしておるわけでござひますが、先ほどからも申し上げておりますように、国として尽くすべき努力は最善の努力を尽くすと、しかし、やはり現在の組合員の方々に對しては、このような財政の事態というものは十分に御認識いただいて、負担すべきものは負担していただくということで御理解をお願いしたいというふうに考へておる次第でございます。

○中野鉄造君 大臣お願いいたします。

○国務大臣(亀岡高夫君) 先ほど局長からも申し上げましたとおり、現行の掛金率のままで推移

したと仮定いたしますと、昭和七十四年には保有資産がゼロになる、こういう一つの過程が計算できるわけであります。

したがひまして、こういうことになつたのではせっかくの趣旨が生かされてまいりません。こういうふうにならぬようにするためには、ただいま局長から申し上げましたような点を十分配慮いたしまして、そして農林漁業団体の職員に人材を確保し、そして一億国民の食糧を供給するのに意欲を燃やして農村ががんばつていけるような事態をつくり上げなければならぬわけでありまして、そのためには厳しい財政事情という中にあることはわれわれも十分承知をいたしてあります。

そういう中でもやはり選択をいたしてまいりまして、そしてやっぱり人間がかじかんでしまつていじけてしまつたのではこれは財政再建も何もできないわけでありまして。やっぱり伸び伸びとして生活に不安なく、老後に不安なく、もりもりと働くと、そこから財貨が生み出され、そこから税金が生まれて、そして財政再建が成り立つと、これが政治家としての私は常識であらうと思ひます。したがひまして、やっぱり一億国民に労働意識、憲法に示された勤労の権利を有し、義務を負うといふこの国民としての生きがい、国民としての働きがいを感じる存分与えてやるような政治、それをわれわれはやらなければならぬと、私はこんなふうな考へておりますので、農林大臣経験者の大蔵大臣でもありましようから、まさか役所の言うなりにはならぬ、こう思つておりますので、五十六年度の予算要求に当たりましては全力を挙げてがんばりたいと、こう考へております。

○中野鉄造君 いま大臣のおっしゃるとおりまことにそれは理想でござひますけれども、現実には非常に厳しいものがあります。こういったたうな意味からも、今後共済年金の組合員数の動向について考へてみましても急速にこれがふえるという要素はありませんし、それに反比例して年金受給者はだんだん増加していく、こういうことを考へてみますと掛金がだんだんこれが高くなつていく、

かなり個人負担が重く苦しくなっていくというところは避けられないと思います。こういう繰り返しをしていくことになりますと、これに呼応して、いま申します国庫負担の比率の上昇ということをやつぱり私たちは考えるわけですが、その点について大蔵省はどういうふうなお考えでしょうか。

○説明員(安原正君) 先ほど御説明申し上げたとおりでございますが、公的年金というのは社会保険のシステムで運営されているものでございまして、あくまで年金給付を保険料財源でもって賄つていただくというのが基本でございます。国庫負担というのは特別の事情も勘案しまして補完的に行つておるものでございます。

それからもう一点申し上げておきたいのは、主要各国同様な社会保険システムで年金制度を運営しているところがございまして、諸外国のこういうわが国に似たような例に徴しても、わが国の国庫負担の率というのはすでに手厚い状況になっておる。それから、先ほど申し上げましたように、財政が非常に危機的な状況になつておるといふようなこともございまして、いま御要望のありました国庫補助の引き上げというのはきわめて困難であるというぐあいにはわれわれは考えております。

○中野鉄造君 時間がありませんので、最後に、年金制度基本構想懇談会の報告の中に、各制度の年金財政計画のチェックということで、「長期的な年金財政に与える影響に十分な考慮を払わないまま、それぞれの制度が給付の改善を行つてきたことが、年金制度全体の長期的な財政の安定を阻害してきた面が少なくない」と考えられることから、「各制度の年金財政計画を共通の基準の下にチェックし」、「必要な措置をとるべきことを勧告する年金数理委員会」といふべき共通の機関の設置が望まれる。こういうような報告がなされて、非常に現状を厳しく見詰めておりますが、この中に言われている、「長期的な財政の安定を阻害してきた面が」云々と強調されている点、この

点の認識をどのように判断されておりますか。これ大臣にお尋ねいたします。

○国務大臣(亀岡高夫君) 確かに、いま指摘されましたような点なきにしもあらずという感じもいたします。したがって、先ほど申し上げましたように、やっぱり一億国民のための年金制度を私どもはどうしてもつくり上げなければならぬわけですから、これは、したがって、いま、八つのそれぞれの共済年金制度が、それぞれの分野において、それぞれの沿革を持つて制度ができて施行されておるわけでございます。制度のできた時代の日本の経済力と申しますか、そういう面、今日における日本のそういう経済力の面等も考慮いたしますとき、やはり、このままの状態でございますと各種年金制度は成り立たなくなるといふ見方もできるわけでありまして、その面についてはやっぱり厳しい施策を私どもとしては考えていかなければなりません。やっぱり高福祉高負担ということではなければ福祉政策というものの充実を図っていくことはできない、これは先進国ですでに実験済みであるわけでございます。したがって、日本としても、こういう点をどうな方向でとらえて、どのような青写真をかくかというところで大変お互いに苦勞をしておるといふところであろうと思つてございます。したがって、農林水産省といたしまして、この農林年金の設置されたゆえん、設置された精神を十分に踏まえまして、そうして将来においても不安のないような形につくり上げてまいりますためには、やっぱり組合員の皆さん方にも負担すべきものは負担していただく、国としても出すべきことは最善の努力をする、こういうふうに両方相まつていくべきである、こういう考え方で農水省としてはやってきておりますし、今後ともやっていきたい、こう考えております。

○中野鉄造君 終わります。

○委員長(井上吉夫君) 本案に対する午前の質疑はこの程度とし、午後三時まで休憩いたします。

午後零時五十四分休憩

午後三時三十分開会

○委員長(井上吉夫君) ただいまから農林水産委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○中野明君 最初に大臣にお尋ねをいたしますが、けさほど来議論がございましたが、わが国の年金制度の改革問題、これが高齢化社会を迎えるに当たりまして大変大きな問題としてクローズアップされておりますが、総理の諮問機関としての社会保障制度審議会で基本年金構想というものが建議されております、いわゆる二階建年金と言いますか。私はいろいろ考えてみますと、最終的にはやはりこれに移行していかなければどうしようもないんじゃないかという感じは持つておりますけれども、現時点では、大臣としてこの基本年金構想、これについてどういふふうにお考えになつておるか。

○国務大臣(亀岡高夫君) この問題につきましては、御指摘のように、福祉国家建設のための基本的な施策ということに相なるわけでございます。一億一千万という多くの国民を抱え、六千万に近い勤労者を抱えておる日本、その中でこの年金あるいは保険といったような制度をどのように持つてまいるかということにつきましては、それぞれの機関でそれぞれの提言等があるわけでございます。しかし、こういうところに一つのかかれた理想図と申しますか、方向と申しますか、そういうところに参りますために、そこまで持つていくための努力というものがあつて、ないかという感じがいたします。たとえば給付が大体同じであるとか、国民の負担が大体同じであるとか、あるいは赤字が適当に解消されるめどがついておるとか、何かそういう諸条件をそろえるというところ

に私どもの現段階における努力があるのではないかと。そういう事情が、大体方向が頭がそろつてくれば、一つの本当に国民年金といったような形の国民的合意ができてくるのではないかと。さらに、その基本的な問題はそういうふうな合意をいたしました上に、それぞれの特色ある、また自己努力による職域ごとのといったような部分が積み加えられていく方向が一つの方向ではないかという社会制度審議会の御答申であつたわけでありまして、その方向に行くのが妥当なかなというよううな感じを持つておる程度でございます。そこまで行く際の農林年金というもののどういう特徴を持たせるために私どもは検討をしていかなければいかぬのかというふうなことをばちばち勉強をさしていただいております、こういうところでございます。

○中野明君 いま大臣も述べておられましたように、わが国の老後の最低の所得の保障、これが非常に大きな問題になつてきておりました、当然この公的年金制度に関する関係閣僚懇談会というものも持たれておるやに聞いております。そういう中でせつかつくの努力をしていただいて、何とか一億国民が合意できるような線に持つていかなければならぬ、私どももそう考えておりますが、いまおつしやいましたように、そこへ持つていくに当たつてこの農林年金というものをどう充実させていくか、そしてまた、どういふんですか、他の制度との不均衡ですか、これをどうなくしていくかというところが、これを当面の急務であつて、思ひます。その点は私もよく理解できるんですが、年金全体を考えてみますと、年金制度の基本構想懇談会ですか、これではいまの基本年金構想というものの対してちよつと否定的な考えも出ておるやに聞いております。非常にむづかしい問題でございますが、いずれにしても、長期にわたつてそれぞれ経緯があつて制度が分立しておるために、一面から言えば社会的な連帯感を分担している、そういう意見もございまして、各グループの構成を達成するというよりも、既得権を擁護して

いこうと、そういう考え方が強いからむずかしいんじゃないかという説もあります。

あるいは財政が非常に窮乏しているときですから、さあこれ以上国庫負担というものはどうかというような意見もちらほら出ておるわけですが、しかし、いま大臣が御答弁になりましたように、この農林年金の内容を充実させていくためには、どうしても国庫補助というものを他の制度と遜色のないように公平にしていたかなければならぬ。けさほど大蔵省も来て答弁しておりましたが、まことに、いかに財政が苦しいといえども、財政が苦しいから不公平でよろしいという議論は成り立たぬと思います。ですから、やはり国の補助も公平にしたいし、特に今回改正に当たりましては各種各方面から要望が強くなっておりますし、歴代の大蔵省も、この国庫補助率、当面給付に対する国庫補助を二〇〇％に持っていきたい、これには最大限努力するということを経代の大蔵省が御答弁になっております。亀岡大臣もけさほどからその決意は述べられていらつしやるんですが、どうかひとつ、この点につきましては、やはり厚生年金との差もございします。せっかく厚生年金から分かれて、優秀な人材をという、そういう趣旨が最大限の努力をしていただいて、来年の予算折衝に当たってぜひかち取っていただきたい。またそれに伴って財源の調整費、これについても三％の実現に努力してもらいたいというのはもう前々からの要望でございしますので、この点い一度大臣に……

○国務大臣(亀岡高夫君) この点につきましては、概算要求にもきちんと要求をいたしてありますので、これはぜひ確保をしなければならぬという決意で臨んでおることは先ほど申し上げたところと同じでございます。

○中野明君 局長に。

ちょっともとに戻りますが、いまのこの基本年金構想ですね、これについて局長としての感触とのか、一応どういうお考えを持っておられる

か、お尋ねしておきたいと思ひます。

○政府委員(松浦昭君) 先ほど大臣が御答弁をなさいましたとおりでございますが、何分にも年金制度の非常に長い将来というものを考えました場合に、確かに内閣総理大臣の諮問機関でございまして社会保障制度審議会の建議、これは五十二年と五十四年に出ておりますが、この考え方というのは一つの考え方ということで私も理解できるわけでございます。しかしまた同時に、各年金がおの育つてまいりました沿革、経緯というものがございます。これを尊重しながら、現実的な方向でその整合性を図っていききたいという考えもまた非常に強い御意見でございまして、厚生大臣の私的諮問機関でございします年金制度基本構想懇談会の御意見はまさにそういった第二の考え方というふうなふうに思っております。

大きく大別いたしましてさような二つの流れがあるわけでございますが、そこに近づいていく道といふのはいろいろな道があるかと思ひます。私どもといたしましては、やはり個々の年金、八つございします共済年金の仕組みというものを充実する中において、将来の構成というものを見出していくというのが最も賢明な現実的な方法であらうというふうな考えでございまして、特に私ども注目いたしておりますのは、ことしの六月に大蔵大臣の私的諮問機関ということで共済年金制度基本問題研究会というのができたわけでございますが、ここで権威の先生方がお集まりになりましていろいろと御検討なさるのでございまして、その際に、私どももそこにおきまして、今後の方向というものを十分拝聴いたしまして、今後の方向というものを提出していきたいというふうに考えている次第でございます。

○中野明君 それで、これまた非常に関心の高い大きな問題になっております掛金率でございします。現実には負担の割合というものの、掛金率の負担の割合を、労働者とそしてまた使用者とが三対七、こういうようなところで実施しているところもあるやに聞いておりますが、こういう点について、

これはやはり掛金がどうせ、いまのけさはど来の議論を聞いていますと、当然上がってくる。こういうことを考えますと、九十一国会でしたか、附帯決議でも、組合員の負担に急激な増加を来さないということ、これはもう強く各党一致して附帯決議をつけておる経緯もございしますが、そういう点でこの負担率の割合というものを何か法制化して、七対三なら七対三に、そういう考えは持てないものか、この点についてどう御見解をお持ちですか。

○政府委員(松浦昭君) 先生も御案内のとおり、現行の農林年金の法制のもとにおきましては、掛金の負担は組合員と団体の折半になっておるわけでございます。もちろんこの規定は、たとえば農協の場合をとりますと、農協の職員等が二分の一を下回る負担であるからといって別に法律に違反するわけではございません。また現実には、若干の連合会等におきましては、この折半負担を超えまして、むしろ団体側の負担が多いところもございします。ただ、これを法的に折半負担を改めまして、団体側の負担を多くするという法制化をいたしますためには、やはりその団体の持っている財政基盤なりそういうものがよほど強固でないとなかなかむずかしいわけでございます。現状から申しますと、やはり、強制ではございせんが、原則折半負担というのが最も現実的な方法であるというふうな考えでございまして、また同時に、国民年金を除く公的年金は折半負担を原則といたしておりますので、この原則につきましては今後とも維持していきたいというふうに考えておる次第でございします。

○中野明君 原則はよくわかります。で、現実にはそういうふうな双方が話し合つてきていふところもあるんです。これは非常にいいことだと思ふんですが、そういうことにやはり、どういふのですか、農林水産省の方としてプレッシャーをかけることなくして、やはりそれを、法制化は無理として、そういういい方向に持っていくような指導をしようと、そういう御意思はおありですか。

○政府委員(松浦昭君) 私どもの態度は、やはり法律が折半負担でございしますから、折半負担というものを原則にしているというこの態度は農林水産省としては崩さない方針でございしますけれども、しかしながら、連合会の方あるいは単協等その能力があるところはこれを決してチェックするといふつもりはございせん。したがって、財政の事情に依りまして団体側がよい持つということとはあり得ると思っておりますし、またそのようなことでよろしいのではないかとこのように思っております。

○中野明君 それからも一つは、前々から問題になっておりますが、沖繩県が本土に後から復帰してまいりましたので、やはり完全通算をしようと、こういうことについて国の方で財政負担をしてきちゃんとやはり公平にしてあげると、こういう要望が非常に強いのですが、この点についてのお考え。

○政府委員(松浦昭君) これはまた経緯を申し上げて大変恐縮でございしますが、沖繩がわが国として、国の一部として復帰をいたしました際に、この年金の措置をどうするかということが一つの大きな問題であつたことは事実でございします。その際にとりまして措置は、本土の農林年金制度に準じまして、昭和四十五年の一月一日に発足させたわけでございしますけれども、その場合、沖繩の農林年金制度発足前の農林漁業団体の在職期間につきましては、掛金を納付していないにもかかわらず組合員である期間とみなしまして、給付額の算定に当たりましては制度発足後の組合員期間と同様の扱いをしたわけでございします。ただし、これはあくまでも掛金を納付しないという、そのような状態のもとでこのような特例的な扱いをいたしました。

そこで、沖繩の本土復帰に当たりまして、年金制度は本土と同じように適用することにいたしましたけれども、やはり本土の組合員は掛金を負担しておつたわけでございしますから、その均衡を考慮いたしまして、沖繩の制度発足前の掛金を納付していない期間につきましては、従来どおり退職

年金等の受給資格期間としながらも、給付についてはこの受給資格期間のうちで沖縄の制度発足時までに引き続きいた期間のみを対象としまして、これについては四五%の減額ということにいたしましたのでございます。

したがって、これにつきましては、このような経緯がございまして、一方で掛金負担はしないけれども組合員期間としたという状態があるものでございますから、これを全く本土並みの扱いをするということは無理があるわけでございまして、そのような意味で、この措置は他の年金制度との関係もございまして、この措置が妥当なものであるというふうに考えておる次第でございまして。

○中野明君 一応その経緯は私もよく了解はしているわけですが、何しろ非常に向こうは特殊の事情がありまして、沖縄は沖縄なりの特殊事情があるものですからあえて申し上げているわけでありまして、将来にわたってやはり検討課題の一つにしていただきたい、このように思います。

それから、遺族年金の扶養加算について一点お聞きをしておきたいのですが、この現行の遺族年金の扶養加算というのは、最低保障を適用する前の遺族年金額に加算することになっている、こういうふうに承知しておりますが、このために、加算した後の額が最低保障額に満たない場合は、実質的に扶養加算がつかないというふうなように理解できるんですが、この最低保障の該当者にも扶養加算を行ってこれと、こういうふうな要望も私も聞いておるわけです。この遺族年金の場合に最低保障に該当する人が八割も占めているというふうな現状から言って、これはそれなりの私は要望だろと思うんですが、この点。

○政府委員(松浦昭君) ただいまの先生のお話でございまして、新法適用者の最低保障額についていわゆる扶養加算というものが入っているかないかということでございますけれども、実は最低保障額の適用に当たりましては、われわれは、先ほど村沢先生にもお答え申し上げましたよう

に、いまでもその算定の基礎といたしまして、厚生年金の扶養加算の分、これは一応算定の基礎に入れているわけでございます。ただ、その入れ方が、先ほど申されましたように、厚生年金の新法の扶養加算の分までも額として入れなかったというところでございまして。

ただ、あるいは御質問の趣旨は、そのような最低保障の額のところではなくて、一般的に給付として農林年金の場合にそういう加算をするかしないかということのお尋ねかとも思いますけれども、その点につきましては、午前中にも御答弁申し上げましたように、この年金制度というのは厚生年金と若干物の考え方が違いまして、加給加算につきましては、厚生年金は妻とかあるいは子のある状態、つまりその家族の構成に応じてこれを支払うという加給加算制度をとっておりますが、農林年金の場合には、家族一体としてどの程度の保障をするかということで伝統的にやってきておりますので、これは制度の仕組み上共済年金の一つの特色でございまして、これはなかなか変えることがむずかしいというふうに思っております。

○中野明君 それでは、農林年金の組合員数の増加というものが非常に頭打ちになってまいりました。その反面で年金受給者がふえると。そのために財政が圧迫されて将来は財政の破綻の危機にあると、こういうのが現状のようでございますが、正職員でない人、いわゆる臨時職員ですが、こういう人たちが、臨時職員の中にはかなり長く三年も五年も勤続しているような実態もあるやに聞いておりますが、こうした臨時職員の中に、農林年金に加入しているところもあるし、あるいは経営者が手続をとろうとしないために厚生年金か国民年金に入っているとか、いろいろそういう話を聞くんですが、これはどうなんでしょう。農林水産省として、そういう点について、これ非常に私も年金のことについてはもう種類がたくさんあって、どんどん改正されてなかなかむずかしい、わかりにくい。これはもうだれもが感じるところだろうと思うんです。そのために年金のことをもし尋ね

ようとしても、なかなかそれを適切にわかりやすく説明してくれる人というのは非常に少ない。そういう場所もないし、そのままで、そういうことのために手続をとれども勧めないし、本人もわからない、こういう現状もあるんじゃないだろうかという気もするわけです。非常にそれがためになるんではないかと思えますが、こういう点についてどういうふうにお考えになっていらっしゃるんですか。

○政府委員(松浦昭君) 農林漁業団体に臨時に使用される方で二月以上の期間使用されている方につきましては、農林年金法の第十四条第一項の規定がございまして、その規定は、「農林漁業団体又は組合に使用される者で農林漁業団体等から給与を受けるもの(次に掲げる者を除く。)」は、すべて組合員とする。」という規定でございまして、この「除く」という方の中に、「二月以内の期間を定めて使用される者」ということになっております。これは農林年金の組合員とするという定めになっております。したがって、農林漁業団体は、職員を採用いたしまして、その職員がたとえ臨時でございまして、農林年金の組合員資格を有することになった場合には、その職員が農林年金の組合員であるということになるわけでございます。したがって、農林年金の組合員資格を有する者であるにもかかわらず、農林年金に加入していないという実態があった場合には、農林漁業団体の事務手続が遂行されている限り、そのようなことは発生しないというのがたてまえでございまして、むしろ、そのようなことがあれば問題であると私も思っております。したがって、仮にそのような事態がありますれば、農林水産省といたしまして、当該農林漁業団体に對しまして農林年金の組合員資格取得の事務手続をするように指導いたすという体制でございまして。

ただ、確かにただいま先生おっしゃられましたように、農林年金のこの法律内容というのはきわめてむずかしいので、私どもにとりましても非常にむずかしいぐらいでございまして、確かにむずかしい法律でございまして。したがって、これを一般の方々がおわかりになるのはなかなか容易ではないということも私もよくわかるわけでございます。そこで私どもといたしましては、この年金受給者あるいは組合員に對しまして、できるだけこれを理解していただくというための対策をとっております。たとえば各種資料の配付、パンフレットでかなりわかりやすく書いたものもございまして。あるいは都道府県の農林年金の連絡協議会の年金実務相談を対象に研修等をやるというようなこともやっておりますし、それからさらに五十三年度から、都道府県農林年金連絡協議会と連携をしまして、各県ごとに数名の相談員を、地区、これは郡単位でございまして、ここに設置いたしまして年金受給者の相談に應ずるという制度をつくってございまして、それを御活用いただきたいというふうに思う次第でございまして。

○中野明君 いまおっしゃること、私も大体理解できるんですが、大体どうですか、わかっている人が県に一人とか二人とか、そういう状態ではちょっとあれだろうと思うので、やっぱりはっきり、あそこへ行けばわかるというところを明示してあげる必要があるんじゃないだろうか。私も、今回この法案が出てきましたので自分なりにいろいろ読んでみましたけれども、なかなかわからぬ、とてもむずかしいことになっているなと思うのが現状であります。いま局長がおっしゃったとおりでありまして、局長はわかっておいても、ほかの人はなかなかわからぬ。ましてや、その担当者までわからせるにはよほど骨が折れるということなんで、そういう点をもっと親切にしてあげて、やはり普通の生命保険なら勧誘員まで全部わかりやすく説明しますわね。だけど、恐らくこれをまともによくわかるように説明できる人というのは少ないんじゃないだろうか。そういう気がしますので、その辺はひとつ、先ほどおっしゃったように、やはりそういう決まりになっておればちゃんと徹

大臣とにかくいまお話ししているように、なかなかこれむずかしい複雑怪奇なことになっているようにすけれども、いずれにしても、やはり皆さんの要望と、そしてまた現状を見ましたら、どこまで国庫補助をこれに、せめて厚生年金並みに取ってくるかというところに帰一するような氣もいたします。そういう点で、これはもうたびたび御答弁いただいておりますので御答弁は結構でございますが、大臣の最大限の努力をしていただがないで、けさほど来大臣がおっしゃってあったよう

○国務大臣(亀岡高夫君) 中野委員のお考えはお考えとして十分承っておりますところでございます。この前も申し上げておりますとおり、十月いっぱい冷害対策に全力投球をします、そうしてその見通しにめどをつけて第二期対策に取り組みたいと、こう申し上げてきておるところでございます。しかるところ、先ほど申し上げましたように、あの閣議で御決定をいただければ十日に政令公布ということ、一応の冷害対策としてのあらかた

○國務大臣(亀岡高夫君) いや、もう中野委員のその御主張は十分私といたしましても理解できるところでございます。私自身といたしましても、九月中にやつてしまいたいという気持ちでおつたわけでありますけれども、やはり戦後二番目の大被害をもたらしたこの冷害というものに遭遇いたしましたので、やっぱり避けて通れない道だ、避けて通れない道だとばかりもこれは言っておれないな

三十年後になると四三％だと、こういうお話をしているわけですね。さらに給付が掛金を上回るのですか、それが四年後だと、あるいはまた年間総支出額が総収入を上回るのは十一年後になると、また二十年後になると保有資産がゼロになると、また二十一年後になると保お話しになっているわけなんですね。しかし、だからこそ、ここで本当に当年金財政の仕組みはどうあるべきなのかということをお考えのときに、大臣も決意を繰り返して述べられておられますけれども、八年間も据え置かれてきた

国庫補助金の引き上げあるいはまた財源調整費補助の引き上げと、これは当然しるべき問題だと思ふんです。

問題は、さっきのお話にもありましたけれども、大蔵当局は第一に、まず財政危機を言われるわけですね。そして、現在の補助率を維持するのでも大変だと、こういうわけですね。だからこそ、皆さん方から要望されている国庫補助率の二〇%あるいはまた財源調整費補助の三%というのは大変困難であります。こう答えるわけですね。それはよほどの、当年金がそれだけの最低の補助を必要なんだという理論的な根拠を持って当たらないとならないと思ふんです。決意のほどはもう他の委員に何度もお話しになられております。その決意は大事だと思ふんです。しかし、その決意だけでは大蔵省を説得できません。そして農林水産大臣をやった大蔵大臣なればこそ実情を知っていますから、だから本心に理論的な根拠を知っています。農林年金が他の年金と比較してこういう特殊性があるんだ、だからこれだけ補助金を引き上げなければならぬんだというところが大事だと思ふんです。その理論的根拠を確信を持っていま私にお述べいただきたい。いままでは決意だけしかお聞かせいただけないので、理論的な根拠をひとつここで聞かしていただきたいと思ふわけなんです。

○国務大臣(亀岡高夫君) この農林年金の立法をいたしますとき、年金設計をいろいろと計算をいたしまして、そうして先ほど局長から答弁したような線でスタートをいたしましたわけでございます。そして一五%から一八%と国庫補助率を上げてきたということで、その後からは、なかなかさくばらんにも申し上げまして、農林年金だけ補助率を上げるということになりますというんなほかの年金も後をつけてくるというふうなこともございまして、非常に苦労をしながらいろいろと処置がないものかというふうなことを検討をいたしておるわけでございます。

したがって、理論的根拠がなければ押しがきかないではないかと、そういう考え方もあります。

するし、しかしやっぱり何といつても大蔵の連中というのは頭がいいのが一番いっぱい入っているわけですから、理屈ではなかなか、私の経験では、むしろ理屈というよりも実情というものをよく理解せしめていかなければならない。理屈がいかに通っておりまして、現実の政策が、政治が本当に農家のすみずみまで及んでいくというふうなことでなければ私はその立法の趣旨が貫徹しない、こういうことでございます。理屈をやっておったんでは、これはもう私はある程度の理屈は、先ほど局長から申し上げたとおり、もう保険設計が成り立たないというふうなことで、財政再建という至上命令のために何も処置ができないということであるのかどうかということであらうかと思ひます。と同時に、一番先に申し上げましたように、団体職員が、本心に本気になって使命感に基づいてその職責を遂行していくことによつて日本の農家が發展をしていくことができるという立場での立法がなされておるわけでございますから、やっぱり両方相まつものと私は考えるわけですね。農家の方もよくなつていけば農協の職員の給与のベースもよくなつていけば農協の職員の給与のベースもよくなつていけば、給与のベースがよくなつておればまあ保険、年金財政の中にも好影響を及ぼしてくる。また一面、農家がよくなつていけば国の立場もこれはおのずからよくなつてまいるといふことになつていくわけでありまして、私はまあ本心に全力を挙げて今回はこの年金制度の充実に努力をしていきたいと、こう考へてきている次第でございます。

○下田京子君 理屈というのは現実を踏まえてだと思ふんです。ですから、いわゆる単なる理想的な理屈をいふんではなくて、あくまでも現実をどういふに踏まえてどう主張するかということをお聞きしたい。これは前武藤農水大臣が、他の横並びなのか、あるいは農林年金の特殊性を主張するのか、どちらでいくかという点では、事務当局ともよく相談して腹を据えてからかぬといふか、こう言っているんです。だから私はそこを受けて聞いているんです。

その点でいけば、いま大臣がお話しになりました農家がよくなればという話なんです。農家がよくなるためには農政全体をどうするかというところに入ってくるんです。これは基本ですよ。そして同時に、そうすればやっぱり農林共済の団体もよくなるだろうというところなんです。そこだと思ふんです。つまり現在の、あれこれあると思ふんですけれども、農林年金の置かれてある特殊性というところをきちんと押さえてかかることが私は大事だと思ふんです。これは言うまでもないことだと思ふんですが、あえて主張したいと思ひます。この年金の発足当時から歴史的にこれは問題になつてきたところだと思ふんです。一つは給与水準が非常に低い。ですから年金の給付額も低くなるわけですね。それは勢い、必要な年金の給付額の改善を図らうと思へばいろいろ財政的なことが出てくるわけですね。ここが私は一つ大きなネックになると思ふんです。

前にも他の委員がお話ございましたが、この政府資料によると、いかに農林年金が給与水準もそれから年金水準も低いこと、政府資料で私の方からも申し上げたいと思ひます。これは御存じのことだと思ひますけれども、農林共済が一〇〇とすれば私学の方は一二〇でしよう、公共企業が一四でしよう、地方公務員は一二七でしよう、国家公務員が一八でしよう、これが給与水準ですね、五十四年の三月時点です。どれだけ農林年金の置かれてある給与水準が低いかわかるといふことを物語っていると思ふんです。ですから、勢いその年金の給付額もこれは低いといふことはもう言うまでもないと思ふわけです。このところを押さえて、発足当時からこういう農林年金の特殊性、現実、大臣が言われるその現実をいかに踏まえて大蔵に折衝するかということだと思ふんです。これは言うまでもないことだと思ふんですが、そこを踏まえてぜひ、いわゆる単なる理屈じゃなくて御奮闘いただきたいということで、決意を再度お聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(亀岡高夫君) もう御指摘のとおり

でございます。農林漁業団体の職員の給与水準は御指摘になったとおりでございます。そういう給与にあつたにもかかわりませず、戦後、本が一億国民のための食糧供給、農林水産物資の生産に全力を挙げてまいりました日本のこの農村の姿というものを、やっぱり私は政治家である以上は忘れてはならないという感じがいたしてならないわけでありまして、いかに鉱工業生産が伸展をしながら、そして国民総所得が伸びてまいりまして、やはり食わないで生きていけるわけはないわけでありまして、この重要さというものを、やっぱり国家公務員の諸君は、大蔵であろうと農林であろうと通産であろうとみんな理解してもらえ、また理解させなければならぬというふうなそんな気持ちも私は抱いておりまして、そういう気持ちで大蔵と折衝をしていきたい、こういう感じでおるわけでございます。

○下田京子君 具体的にお尋ねします。これは局長の方でよろしいですが、掛金の引き上げの問題ですが、実際に掛金率の引き上げ要因は何なのかということなんです。一つはやっぱり数理的保険料の問題があると思ふんです。私はことしの四月のときに伺いましたときには、むしろ数理的保険料の方で言えば引き上げ要因というよりも財源の余裕としておよそ千分の八ぐらいあるだろうと、こういう御答弁をいただいているわけなんです。つまりその中身としては、支給開始年齢引き上げによつておよそ千分の十五ぐらい浮く。それから二つ目には、退職一時金の制度をやめましたから、そのことによつて約千分の二十三ほど浮く。ですから、合計して千分の三十八ぐらい浮くわけですね。しかし一方で、通算退職年金ということになつてきますから、その掛金負担が約千分の三十だと言っているわけですね。プラスマイナス千分の八はこれは余裕財源としてありますよと、こう言っているわけですね。数理的保険料で、その後掛金引き上げの要因というものが何かあるんだろうかというのが一点。

それから二つ目が、やっぱり問題なのは、私は数理的保険料でもって掛金率の引き上げ要因ということには余りならぬと思うんです。問題は整理資源率の方だと思うんです。四月時点では、局長は約千分の二十から千分の三十の範囲で整理資源率の引き上げが考えられると、こう言っているんですが、具体的にどの要因で何%というのは、いま計算中でしょうからお答えいただけないと思いますが、一体何が原因でもってそれだけの引き上げが予想されるのか、その要因をきいてみませんか、時間がないと思いますが、非常に簡単に結構です、お答えいただきたいと思います。

○政府委員(松浦昭君) 確かに、御指摘のように数理保険料率の方では、むしろ次期再計算期におきましては若干の浮く分が出てまいります。お話しのように、支給開始年齢につきましては、これは千分の十五浮くはずでございまして、それからまた、退職一時金の廃止につきましては千分の二十二、それから通算退職年金につきましては、これはマイナスの三十ということで結局差し引き八ぐらいの差が出る。しかしながら、整理資源率の方が約千分の二十五違ってくるようになっておりまして、これはむしろ掛金率を上げる要因でございまして、差し引きやはり千分の二十近く、十八とか十七とか、そういう数字でどうしても財源率が上がるというところにポイントがあるわけでございます。

○下田京子君 そうしますと、いわゆる不足財源ということですが、これも衆議院で御答弁いただいている数字を見ますと、五十四年度末で約二兆二百四十五億円ということになっておりますね。私はその根拠が何かということでも聞いたわけなんです。

つまり、もう時間がないから私の方から言いますと、これはやはりインフレ、物価上昇率、そういうものが大きなやっぱり要因になってくると思うんです。そのほかいろいろあると思うんですが、しかし、一番大きいのはインフレによる物価上昇率、これはそのことによって年金の改善にもはね

返っていくわけですから、そういうかっこうで不足財源が生み出されてきたと思うんですよ。そうすると、インフレというものは、これはその年金の仕組みだとかあるいは労働者だとかに責任がある問題かという、そうじゃないと思うんです。いまの日本の政治経済の大きなそういう施策にあると思うんですね。とすれば、やはり私はその国庫補助金の問題というのは、本当にこれは国の責任でもってやらなきゃならないことだと思っております。

最後にまとめて三つお尋ねしたいんですが、先ほど言われました国庫補助率の一八を二〇%にする。それすらも容易でないという話がありますけれども、これは今回は何としてでもがんばってくださるでしょう、期待します。これは財政再計算とは切り離して要求すること。そして今度の財政再計算に当たっては、団体でも要求されておりますけれども、三〇%の引き上げという話が出ています。いままぐというところが無理であっても、そういう新たな形で角度からの国庫補助のあり方というものはどうかという検討が一つ必要だろう。

それから二つ目は、初期債務の話です。これは厚生年金から分離したとき、約百二億円積み立てた、その利子相当分ですよ、この初期債務というものは、この初期債務は労使折半しているわけですね。これは財政研究会のメンバーであります松本浩太郎氏なんかも、当然これは事業主が負担すべきだということを指摘されているんです。

これはどこで言っているかという、この「農林年金」の五十二年の二月号の資料に出ているんですけれども、これはもう初期債務控除云々と、どうありますが、労使折半云々じゃなくて、当然事業主が一方的に負担しなさいと、こう言っているんです。そういうことも含めまして、この初期債務は当然この事業主という方向で考えるべきではなからうかという問題です。

もう一点思ったのですが、時間がありませんから二点にしまして、この二点ですね、ひとつと

うかという点でお答えいただきたいと思えます。

○政府委員(松浦昭君) まず国庫補助率を二〇%に引き上げることにつきましては、先ほど大臣から何度も御決意を披瀝なすつたところでございます、事務局も大臣を補佐いたしまして全力を挙げたいということでございまして、それからさらにこの率を引き上げるかどうかという点につきましては、まず二〇%ということ

が前提でございますので、そこに全力を傾注したいと思えます。

最後に初期債務でございますが、初期債務は、御案内のように、厚生年金から農林年金が引き継いだときにこれは折半原則ということでこれを受け継いだわけでございまして、たとえば国共済のように恩給を引き継いだ際に金額事業主負担であつたものを引き継いだという事態とは違つておると思えます。したがって、これを事業主負担なりあるいは国庫負担にするということはきわめてむずかしいということを申し上げざるを得ないと思えます。

○下田京子君 非常にむずかしいということではなくて、その財政の研究をしているメンバーからびちつと指摘もされていることなんです。都合がいいときにはそういう研究団体の御意見を承つてとこう言つて、片一方で指摘されているときにむずかしいのじゃこれは問題でありまして、やっぱり今後の全体の年金のあり方もございまして、うけれども、当然これは研究していただきたい。もう繰り返して要望しておきます。

次に移りますけれども、毎回農林年金の法案のときに私、お願いしてまいりましたのが、いわゆる労働者の雇用問題なんです。特に男女の差別の問題について改善をいままでも何回かお願いしてまいりました。

そこで大臣御承知だと思ふんですけれども、これは国連婦人の十年の中間年ということでもって、デンマークで世界会議が開かれたわけなんです。この世界会議の中では、婦人に対するあらゆる形態の差別をなくしていこうというもののなん

で、日本もそこに署名をしているわけなんです。一日も早い国内法の整備とあわせて批准をという声の関係者から大きく高まっております。

これはもう大臣も当然所管を通じて参加されていることなんです、一方、じゃ国内にあってはどうかということを見ますと先ほども他の委員からちよつとございまして、臨時、嘱託の問題なんです。特に私はその中で、女性であるという理由だけで臨時そして嘱託というふうな雇用形態が最近多くなっているんで驚いているわけなんです。

福島県の実情を調べてまいりました。大臣は福島県の方がわかると思つたから私も直接聞いてきたんです。単協を指導していくいわゆる農協の五連組織なんです。その五連の中でもう中心になる中央会、それから県信連、経済連、こういったところで、実は女性であるがゆえに女性だけに臨時、嘱託雇用がふえているということなんです。しかもその中で、農協中央会は五十一年から正職員は一人も採用していません。そして現在は五十五年の七月一日現在で正職員はたつた八名、ところが嘱託、臨時が十六人です、こういう比率です。

それから今度は県信連の方を見ますと、五十三年以降は正職員は一人も採用していません。七月一日現在で正職員が十七人、ところが臨時、嘱託が二十六人です。それから経済連の方はどうかというと、同じく五十三年から正職員採用ゼロ、そして現在正職員が三十二人、ところが臨時、嘱託が七十人なんです。こういう状態について大臣はまずどういう御感想をお持ちなのか、そしてまた何らかの形で改善を考えておられるならば、その具体的な御決意を聞きたい。これは大臣に。だめだ、だめだ、時間がないんだから。

○政府委員(松浦昭君) ちよつと簡単にやります。お尋ねの点につきましては、確かにさような実態があるやに私も聴取しております。これらにつきましては、基本的にはやはり個々の事業体の雇用体制に属する問題でございまして、これに

取り組み姿勢というものがどうであるかという点とはむしろ労働行政の問題であるというふうに思っておりますけれども、私どもも農協行政の立場から申しますれば、やはりかような事態を改善していくためには農協経営基盤の強化というものが必要であるというふうに考えまして、私どもも行政の立場からは、さような意味で系統農協の経営改善を推進していくことにいたしたいというふうに考えております。

○下田京子君 後で大臣の最後の決意はお聞かせいただきます。

労働省の婦人少年局においていただいていると思うんですが、労働行政なんだよというところに問題があることは後でまたちょっと述べます。つまり、それはなぜかと言うと、まさに国際的な形で日本も参加して署名をしてきました。その中の第十四条の中に、実はその農村婦人全体の問題が書いてあるんです。二つにわたって、特にその中で権利の問題が八つの権利として具体的に挙がっているんです。それを労働行政だということかどうですかでやられたんでは問題だと、基本的には労働行政だと言いつつもわれわれもやっているとおっしゃったから救われますけれども、それで責任を転嫁するというにはならぬと思うんですね。

それは指摘しておいて、婦人少年局の方がいろいろと御苦労されておまして、十年の中での前半期計画でもいろいろと指導されてきてまして、約一万八千件の中で五割ほど改善された、こう聞いております、大変だつたと思うんですが、一方、こういう改善結果が出ているにもかかわらず、行革の対象になっていることは私たち残念なんです。もっと体制を強めていって、いろいろとお骨折りをいただきたい、こう思うわけなんです。

そこで具体的にお尋ねしたいのは、いまのそういう臨時、嘱託雇用等の実情をどの程度把握されているか、あるいは今後どういう改善指導を考えられているかというのが一点。

それからもう一つは、後半期計画でぜひすべての差別を撤廃するというところを基本に置いたそういう計画を立てていただきたい。つまり、前半期計画で、五十五年、五十六年の二年間で五十五歳以下の差別定年は撤廃、こういうことなんですけれども、年金の支給開始年齢が引き上げられておりますから、そういう関係から、やはりすべての差別を撤廃していくという方向で行動計画を練っていただけないか、この二点をちょっとお聞きしたいと思っております。

○説明員(佐藤ギン子君) お答え申し上げます。

いまの実情を把握しているかというお尋ねは、農協についてかと存じます。農協における女子職員の採用条件につきましては、私どもまだ十分には必ずしも把握ができておらないわけでございまして、一部の農協で、いま先生御指摘ございましたように嘱託とかあるいは臨時として採用されている者があるという事は聞いています。でございまして、それぞれの事情につきまして、どういう理由でそういうふうになっているかということがまだ私ども十分調査ができておらないわけですが、もし女子であるというだけの理由で男子と比べて不利に扱われているということであれば、非常に問題であるかと存じます。

私どもは、従来から、女子が女子であるということだけを理由として男子と違う待遇を受けるといふことがないように、いろいろな機会を通じて啓発指導などをやっております。でございまして、先ほど先生から御指摘がございましたように、特に定年制についてはいろいろと力を入れてきておるわけでございますので、今後さらにこうした面の努力を続けてまいりたいというふうに考えております。

それから差別撤廃条約との関係で後半期どうしていくかというお尋ねでございますが、この点につきましては、先生御存じのとおり、総理府に置かれております婦人問題企画推進本部の方で、この差別撤廃条約の批准のために、後半期の行動計画の重点目標として各省が諸制度の諸条件の整備

に努めてまいるといふことに申し合わせが行われておるわけでございます。私どももいたしまして、特に職場における男女平等を確保するという点について非常に関心を持ってはいるわけでございまして、この問題につきましては、現在関係審議会が審議を行っているところでございます。その審議会におきましても、こうした男女平等を確保するということは重要であるということについては皆様御意見が一致しているわけでございまして、それでは実質的な男女平等というのはどういふものなのかということについてはさらに詰めた検討を行うようにということでお申し合

わせたところでございまして、現在男女平等問題専門家がございまして、その中で検討を行っております。でございまして、私どもも労働省にお申し入れがございまして、現在男女平等問題専門家会議というものをつくりまして、そこで検討を行っております。でございまして、私どもも、こうしたものの結論を踏まえて男女平等実現のための最も適当かつ効果的な措置を検討していきたいと考えております。

○下田京子君 最後に一点、これは大臣お答えください。

さつきは福島県の場合の感想を求めたのでお答えにくかったという事は理解ができましたが、全国的な大臣よろしいですか、全国的な傾向なんです。青森もそうなんです。私どもなりにそういう調査はしておるんですが、もう三月十七日にはいろんなそういう差別をなくしていくと、あるいは雇用形態の問題なんかも含めて通達も出しています。だから、通達したその後は一体どうなっていくかという点で、ひとつ臨時、嘱託の現況がどうかという点の御調査も踏まえて今後の指導、改善を図っていただけるようにということ。

それからもう一つ、さつき言いましたが、大臣も参加しておられます。つまりはそういう差別問題を撤廃していくためにぜひ御尽力いただきたいという点で、この決意を一言聞かしてください。○国務大臣(亀岡高夫君) 私は、まあ下田委員に

るわけでありまして。

と申しますのは、やはり農業団体というのは、組合員が高度経済成長に乗り切れないで、現時点においては非常に、何と申しますか、比較的所得が高くない農家の皆さん方であるわけであります。したがって、組合員の総会なり何なりにおいて定款を決められて、予算を決められて、そしてその中で農家に対する最高のサービスをやっていくこと、こういうことで農協の皆さん、農業団体のそれぞれの立場でできるだけの少数数の職員で、そして最大の農協としての活動をしていきたい、これが私は農協精神ではなからうかと、こう思っております。したがって、いまして、働いていただく以上はもう一生働いていただきたいという気持ちは持ちながらも、彼此これ考えてまいりますとやっぱり人件費というものはばかにならないと、そういうことで、また臨時でもやむを得ないということとでそういう募集の仕方をする。そしてそれに納得してお互いにその農協の実態を理解をし、そして臨時でもやむを得ませんというところでお互いに納得して職場に勤務いたしておるわけでありますから、そういう実態を私はあながち、実にそれはいかぬと、まあこう言うわけにはまいらぬと、こう考えるわけであります。

それじゃ将来どうするんだと。それは将来農政の見直しとあるいは長期見直しとに示されておりますとおり、やっぱり日本の農村に力をつけて、そしてやがては今後十年か二十年たつた場合にしっかりと日本の農政、農家というものをよく上げていって、そういう面から下田委員のよう

また、この婦人年につきましては、私も議運の委員長をやっております、コペンハーゲンにおいていただくことについて若干関係したわけでありました。したがって、農村婦人の生産活動への参加という問題につきましては、いろいろと就任以来各局を通じて指導をいたしておるところでございます。特に農村の生活改善をいたしてまいります。その組織も農林水産省内にはあるわけでございます。そういうものが政府の農林水産省の組織を通じて、どうしても農村の婦人の健康の増進、また職場につきましてはもう六〇%以上生産にタッチをいたしておるといふ現況でもありますので、せっかくそういうふうにして働いておられる婦人の方も、いろいろな農産物価格の決定等に対する賃金の問題等になりますと、どうしてもそこに差が出てくる。しかし、それは年々何とかして縮めていこうという努力もいたしておるわけでありまして、この差別撤廃に関する条約がそれぞれの国の理解を受けて批准をいたすことのできるまでには、日本も相当そういう面での体制を整うものと、こう確信をいたしておるわけであります。

ちなみに、まだこの条約の批准をいたした国は八カ国くらいしかないと聞いておりますので、日本もそういう面においては順次私どもとしても努力をいたしていると、こういうことでございます。

○委員長(井上吉夫君) 他に御発言もないようでありますから、質疑は終局したものと認めます。これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。——別に御意見もないようでありますから、これより直ちに採決に入ります。

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案を問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(井上吉夫君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、坂元君から発言を求められておりますので、これを許します。坂元君。

○坂元親男君 私は、ただいま可決されました農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合及び第二院クラブの各派共同提案に係る附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

政府は、農林漁業団体の運営の円滑化と役員員の老後保障に資するため、本制度の実情に処し、財政基盤の強化、年金給付の改善等が一層促進されるよう、次の事項を検討し、その実現を図るべきである。

一、年金財政の安定を確保するため、給付に要する費用に対する国の補助率を百分の二十以上に引き上げ、更に財源調整費補助等を増額すること。

二、農協等相互扶助事業を継続実施し、今後その整備拡充を図る等、本制度への寄与を強化すること。

三、財源再計算の結果による不足財源の処理については、掛金の負担について、後代負担及び他制度との均衡を勘案するとともに、農林漁業団体の特殊性を踏まえ、組合員負担の急激な増加をきたさないようにすること。

四、年金給付の実情にかんがみ、最低保障額の引上げを図るとともに、特に旧法年金の給付改善については、最低保障額につき新法の水準を考慮する等、新法年金との格差是正に努めること。

五、遺族の生活保障を進める観点に立ち、遺族年金については、その支給率の改善を検討するとともに、旧法年金の寡婦加算額の引上げに対応し、新法年金に対しても今後その必要な措置を講ずること。

六、既裁定年金の改善については、公務員給与の上昇に対応した自動スライド制の導入を検討すること。

七、退職年金等の支給開始年令の引上げが既に実施されたことに対応し、本制度の対象団体については、その多様な実態に即し、経営基盤の整備強化を図り、職員の定年制の延長、給与体系の整備等、その雇用条件の改善が進められるようその体制づくりを適切に指導すること。

八、本制度の成熟化の進行に対処し、年金制度の長期安定化方策につき一段と研究・検討を行うとともに、年金相談体制の整備を図り、更に組合員、年金受給者の理解と意向の反映が期せられるような措置を検討すること。

以上であります。

○委員長(井上吉夫君) ただいま坂元君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(井上吉夫君) 全会一致と認めます。よって、坂元君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、亀岡農林水産大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。亀岡農林水産大臣。

○国務大臣(亀岡高夫君) ただいまの附帯決議につきましては、決議の御趣旨を尊重いたしまして、十分検討の上善処するよう努力してまいりたいと存じます。

○委員長(井上吉夫君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(井上吉夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(井上吉夫君) 次に、連合審査会に関する件についてお諮りいたします。

農住組合法案について、建設委員会に対し連合審査会の開会を申し入れることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(井上吉夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、連合審査会開会の日時につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(井上吉夫君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時十八分散会

十月二十四日本委員会に左の案件が付託された。(予備審査のための付託は十月七日)

一、農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案

十月二十四日本委員会に左の案件が付託された。

一、水田利用再編第二期対策に関する請願(第三三五号)

一、異常気象による農作物の被害救済措置に関する請願(第三三六号)

一、農業者年金制度の改正に関する請願(第三九〇号)

一、水田利用再編第二期対策の実施に関する請願(第四七〇号)

第三三五号 昭和五十五年十月十三日受理

水田利用再編第二期対策に関する請願

請願者 岡山市内山下二ノ四ノ六岡山県議

会議長 元浜貴一

紹介議員 木村 睦男君

本年の冷夏、長雨によつて、水稻をはじめ農作物は甚大な被害を受け、農家の経営は極めて厳しい状況にあるので、来年度から実施される水田利用再編第二期対策に関し、次の事項について特別の配慮をされたい。

一、転作等目標面積を当分の間現状のままとすること。
二、水田利用再編奨励金については現状を継続維持すること。

第三三六号 昭和五十五年十月十三日受理
異常気象による農作物の被害救済措置に関する請願
請願者 岡山市内山下二ノ四ノ六岡山県議會議長 元浜貢一

紹介議員 木村 睦男君

本年の長雨と冷夏は、水稻をはじめ野菜、果樹などの農作物に多大の被害が発生しており、岡山県においても、特に、北部地帯を中心として極めて厳しい状況にあり、農家の経営に深刻な影響を及ぼしているところである。よつて、被害農家の生活安定と農業再生産の確保を図るなど総合的な救済措置について万全の施策を講ぜられたい。

第三九〇号 昭和五十五年十月十四日受理
農業者年金制度の改正に関する請願
請願者 福島市杉妻町二ノ一六福島県議會議長 遠藤正二

紹介議員 鈴木 省吾君

農業者年金制度は、農業者の老後生活の安定と福祉の向上並びに農業経営の近代化と農地保有の合理化に寄与し、農業者の期待は年々高まっている。しかし、制度の内容としては、政策年金としての重要性並びに他年金制度との比較において年金財政の確立、給付内容、適用条件等におよ一層の充実を期すことが必要である。よつて、農業者年金制度の財政再計算期において、遺族年金制度の創設、特定後継者の要件及び農業者老齢年金支給要件の緩和、保険料の適正化、給付額の引上げ、経

営移譲年金の支給要件及び支給停止要件の改善等の措置を講ぜられたい。

第四七〇号 昭和五十五年十月十五日受理
水田利用再編第二期対策の実施に関する請願
請願者 熊本市水前寺六ノ一八ノ一熊本県議會議長 池田定行

紹介議員 園田 清充君

水田利用再編第二期対策の実施にあつて、農家の理解と協力が得られるよう、次の事項について適切な措置を講ぜられたい。

一、農畜産物の長期需給見通しを踏まえた農業基本政策を早急に確立し、第二期対策は、この中に位置づけること。
二、異常気象(集中豪雨を含む)により農家経営は、大きな影響を受けているので、転作等目標面積については、大幅な拡大を避けるとともに、配分にあつては、水田面積を基礎にするなど、公平の確保に努めること。

三、農家所得の安定確保を図るため、転作奨励補助金制度は、更に拡充強化すること。
四、農家が安心して転作できるよう、転作物物について、生産、価格、需要等の対策を総合的に拡充するとともに、特に土地基盤の整備については、予算わくの拡大と補助率の引上げなどの助成措置を強化すること。

五、飼料稲を転作の特定作物として指定すること。
六、国内農畜産物の生産安定と自給率の向上を図るため、外国農畜産物の輸入を計画的に削減すること。
七、米の需給均衡化は、減反政策のみに頼ることなく、米消費拡大を積極的に推進すること。

理由
水田利用再編第一期対策の実施については、厳しい農業情勢にもかかわらず、農家の協力が得られ、目標を達することができたところである。しかしながら、来年度から実施される第二期対策については、目標面積の大幅な拡大や転作奨励補助金の見直しなどが検討されているが、このような措置

は、異常気象など最近の農業をめぐる厳しい情勢と相まつて、農家経済に対して深刻な影響を与えるものである。

十月三十一日本委員会に左の案件が付託された。

一、異常気象による農業被害対策に関する請願(第七三〇号)
一、魚佃安定基金の機能拡充強化に関する請願(第七七八号)
一、漁業権侵害等に対する罰則強化に関する請願(第七七九号)
一、漁業用燃油の確保と価格安定対策に関する請願(第七八四号)

一、国立東北地方ヤマセ(偏東風)対策農業試験場の設立に関する請願(第七七八号)
一、冷害による農業災害対策等に関する請願(第七九六号)

第七三〇号 昭和五十五年十月二十日受理
異常気象による農業被害対策に関する請願
請願者 熊本市水前寺六ノ一八ノ一熊本県議會議長 池田定行

紹介議員 三浦 八水君
異常気象による被害農家の経営安定のため、次の事項について速やかに実現を図られたい。

一、天災融資法の発動及び激甚災害の指定を早期に行うこと。
二、天災資金、自作農維持資金及び農業近代化資金等、制度資金の融資わくの確保と償還期限の延長を図ること。
三、農業共済金が早急に支払われるよう必要な措置を講ずること。

四、規格外玄米を買い入れること。
五、課税の減免措置を講ずること。
六、災害復旧事業の査定を緊急に実施すること。
七、災害復旧の早期完成を図ること。
八、農地復旧十アール当たりの限度額を撤廃すること。

九、異常気象に伴う特別防除対策及び冬期飼料確保対策について助成すること。

理由
本年六月以降の史上まれにみる低温、日照不足、長雨等の異常気象によつて、水稻をはじめ、果樹、野菜、飼料作物等ほとんどすべての作物にわたつて、病害虫の異常発生や生育不良等の深刻な被害が発生している。また、八月末の集中豪雨によつて、農作物の浸冠水、家畜及び施設の流出、農地、農道、水路等の決壊等の大きな被害が発生し、農家経済は、度重なる災害により、決定的な打撃を受けている。

第七七八号 昭和五十五年十月二十一日受理
魚佃安定基金の機能拡充強化に関する請願
請願者 岩手県盛岡市内九一〇ノ一岩手県議會議長 高橋清孝

紹介議員 岩動 道行君
魚佃安定基金の機能を抜本的に改正し、事業の安定が図れるよう拡充強化されたい。

理由
調整保管事業で事業主体に損失が生じた場合は、魚佃安定基金から損失額の八十パーセント相当額の融資が可能となつてゐる。しかし、長期にわたる市況が低迷を続け、事業主体に大きな損失が出た場合は、最終的には関係漁業者にすべての負担がかかってくることになり、現制度は、真の魚佃安定対策としては問題がある。このため魚佃の低落に対処し、漁民の経営安定を図るため、現行貸付制度を補てん制度に切り替え、魚佃安定基金の機能を抜本的に拡充強化する必要がある。

第七七九号 昭和五十五年十月二十一日受理
漁業権侵害等に対する罰則強化に関する請願
請願者 岩手県盛岡市内九一〇ノ一岩手県議會議長 高橋清孝

紹介議員 岩動 道行君
密漁防止の実効を高め、水産資源の保護培養を図るため、漁業法の罰則を強化されたい。

理由
密漁防止の実効を高め、水産資源の保護培養を図るため、漁業法の罰則を強化されたい。

理由
密漁防止の実効を高め、水産資源の保護培養を図るため、漁業法の罰則を強化されたい。

理由
密漁防止の実効を高め、水産資源の保護培養を図るため、漁業法の罰則を強化されたい。

理由
密漁防止の実効を高め、水産資源の保護培養を図るため、漁業法の罰則を強化されたい。

理由
密漁防止の実効を高め、水産資源の保護培養を図るため、漁業法の罰則を強化されたい。

理由
密漁防止の実効を高め、水産資源の保護培養を図るため、漁業法の罰則を強化されたい。

理由
密漁防止の実効を高め、水産資源の保護培養を図るため、漁業法の罰則を強化されたい。

理由

近年、監視体制の強化にもかかわらず、沿岸海域において、あわびを中心とする磯資源の密漁事犯等、漁業法、県漁業調整規則の違反行為が頻発し、これが組織化、悪質化の傾向が強まっております。水産資源の枯渇と、沿岸漁民の生活権が侵害されるおそれがある。この密漁違反者が年々増加している最大の要因は、現行の罰則規定が約三十年前に制定されたものであり、違反者に対する処罰が極めて軽く、違反の抑止力を失っているためと考えられる。また、あわび資源については、資源培養管理型漁業の積極的な推進により、人為的に管理されたものとなっており、この面からも早急に漁業法の一部を改正して、罰則を強化するよう要望する。

第七八四号 昭和五十五年十月二十一日受理

漁業用燃油の確保と価格安定対策に関する請願

請願者 岩手県盛岡市内九一〇ノ一岩手県

議会議長 高橋清孝

紹介議員 岩動 道行君

漁業用燃油の安定的確保と燃油価格差補給金の援助措置を講ぜられたい。

理由

最近の国際情勢により、漁業用燃油の確保は著しく不安定な情勢となつてゐるが、国民への動物たんばく供給の使命を担う漁業の性格にかんがみ、他産業に優先して安定供給の確保が望まれる。更に、石油価格は世界的に急騰し、国内価格もまた大幅な値上げが行われている。一方このため高騰する生産コストを魚価に転嫁できない生産構造と価格形成の中において、漁業経営は、二百海里設定に劣らない決定的痛手を受け、苦境に立たされているので、漁業用燃油高騰に対して漁業経営安定のため、特別の価格制度が必要である。

第七七八号 昭和五十五年十月二十一日受理

国立東北地方ヤマセ(偏東風)対策農業試験場の設立に関する請願

請願者

岩手県盛岡市内九一〇ノ二岩手県

議会議長 高橋清孝

紹介議員 岩動 道行君

ヤマセ地域の恒久対策として国立東北地方ヤマセ対策農業試験場の設立を図られたい。

理由

本年七月以降の記録的な天候不順は、農作物に甚大な被害をもたらした。被災農家の窮状は極めて深刻な事態を迎えている。殊にヤマセ地帯は、その地域的特色からこれら異常気象の影響をもともに受けやすく、本年のごときは壊滅的打撃を受けている。

第七九六号 昭和五十五年十月二十一日受理

冷害による農業災害対策等に関する請願

請願者 岩手県盛岡市内九一〇ノ二岩手県

議会議長 高橋清孝

紹介議員 岩動 道行君

昭和五十五年の冷害による農業災害に対し、明年以降の農業の再生産の確保が図られるよう、次の事項について緊急かつ万全の措置を講ぜられたい。

- 一、「天災による被害農林漁業等に対する資金の融通に関する暫定措置法」及び「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の早期発動を行うこと。
- 二、自作農維持資金の災害融資わくの拡大と貸付限度額の引上げを行うこと。
- 三、農林漁業金融公庫資金(土地改良資金)の既借入金の償還猶予と利子軽減を行うこと。
- 四、農業近代化資金等各種制度資金の既借入金について償還猶予期間の延伸と利子の減免を行うこと。
- 五、国が行う水陸稲の減収量調査を早期に実施し、農業災害補償法に基づく農業共済再保険金の早期支払い、並びに損害評価の特例措置(品質低下部分の減収評価)の適用及び農業共済団体の損害評価費増高に対する事務費補助金の助成を行うこと。

六、本年産米の等外米の政府買入れを行うこと。

七、自家飯米の確保できない農家に対する昭和九年の冷害措置に倣つた政府からの無償又は廉価による早期交付を行うこと。

八、米の事前売渡予約概算金の返納について、納期の延長及び利子の減免を行うこと。

九、被害農作物の病害虫防除費等に対する助成を行うこと。

十、次年度用の稲、大小豆及びそば種子の確保に対する助成を行うこと。

十一、越冬用家畜飼料の確保のため、簡易サイロの導入及び飼料購入の際の輸送費に対する助成を行うこと。

十二、畜産農家の越冬用飼料の確保のため、飼料用大麦の安価供給を行うこと。

十三、家畜の売払い等の防止のための無利子資金の創設を行うこと。

十四、肉用牛種畜生産基地育成事業等の貸付家畜の償還金支払期限の延伸を行うこと。

十五、土地改良事業に係る救農土木事業の実施による就労機会の拡大を行うとともに補助残額全額を起債対象とすること。

十六、被害農家の再建のため第二期水田利用再編対策の昭和五十六年度実施を見合わせる。

十七、水稻優良品種等の開発、栽培技術の確立等農作物の冷害回避の恒久的対策を樹立すること。

十八、公共事業の契約限度率の制限を解除するとともに既定事業費の全部を執行すること。

十九、治山、林道事業による救農土木事業及び救農造林補助事業(主として除間伐、作業道を創設するとともに補助残額を起債対象とする)と。

二十、林業改善資金の貸付わくを拡大し、公有林等の間伐事業を実施すること。

二十一、国有林野事業の造林保育等事業量の拡大を行うこと。

二十二、農林漁業金融公庫資金の貸付わくを拡大し、果有林及び公社造林地、除間伐等を実施

すること。

二十三、道路、河川事業による救農土木事業を創設するとともに補助残額の全額を起債対象とする。

二十四、被害農家に対する所得税の減免を行うこと。

二十五、県、市町村が救済対策に支出する費用並びに地方税減免分に対する財源補てんを行うこと。

二十六、国民健康保険税の減免分に対する特別調整交付金を交付すること。

二十七、冷害の影響により経営不振となつた中小企業者に対する政府系中小企業金融機関による融資わくの拡大、災害特別貸付制度の適用及び既借入金の償還延伸を行うこと。

二十八、経済的に就学が困難な小、中学校の児童・生徒に対する学用品費、学校給食費等の要保護及び準要保護児童生徒就学援助費に係る補助わくを拡大すること。

二十九、高等学校生徒で学業の継続が困難な者に対する日本育英会の奨学生へのわくの拡大及び災害による特別採用を行うこと。

三十、新たに保育料の減免対象となる幼稚園児に係る就園奨励費の補助わくを拡大すること。

三十一、新たに特殊教育就学奨励費の対象となる特殊学校の児童・生徒に係る国庫補助の配分を行うこと。

理由

昭和五十五年七月初旬以降九月に至るまで引き続いた異常な低温と長雨による日照不足等のため、過去に例をみないほど各種農作物は甚大なる被害を受け、岩手県の農家の窮状には極めて深刻なものがある。県及び市町村は機を逸せず、それぞれ対策に腐心しているところであるが、地方財政危機の状況下にあつて、この大被害の救済対策には十分ではなく、国の施策にまつものが極めて多い。

昭和五十五年十一月十八日印刷

昭和五十五年十一月十九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局